

地方行政委員會議録第十二号

昭和三十年五月二十七日(金曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君
理事 安藤 寛君 理事 池田 清志君
理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君
理事 尾崎 三郎君 理事 加賀田 進君
理事 門司 亮君

木崎 孝一君 唐澤 俊樹君
渡海元三郎君 櫻内 義雄君
長谷川四郎君 熊谷 憲一君
磯尾 弘吉君 山崎 巖君
吉田 重延君 山村 繼義君
北山 愛郎君 五島 虎雄君
坂本 泰良君 杉山元治郎君
中井徳次郎君 西村 彰一君

出席國務大臣

國務大臣 川島正次郎君
出席政府委員

自治政務次官 永田 亮一君
總理府事務官(自治行政部長) 後藤 博君
總理府事務官(自治行政部長) 奥野 誠亮君
委員外の出席者

専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

五月二十七日

委員白井莊一君及び磯尾弘吉君辭任につき、その補欠として川崎末五郎君及び福永一臣君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員福永一臣君辭任につき、その補欠として磯尾弘吉君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

○大矢委員長 これより會議を開きます。

本日は去る二十四日本委員會に付託されました地方交付税法の一部を改正する法律案及び一昨二十五日に付託されました地方税法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、政府當局より提案理由の説明を聴取いたしました。川島國務大臣。

地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律

第六條の三第一項を次のように改める。
毎年度分として交付すべき普通交付税の總額が第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の總額に加算するものとする。

第七條第二号中「イ 歳出費目」との経費を「イ 歳出の種類」と

の總額及び前年度に対する増減額に改め、同條第三号を削る。
第十條第二項ただし書を次のように改める。
ただし、各地方団体について算

定した財源不足額の合算額が普通交付税の總額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

地方交付税の財源不足額 = 地方交付税の總額 × 財源不足率
地方交付税の總額 = 地方交付税の總額 × 財源不足率

第十條第五項中「交付税の總額の百分の九十四に相当する額」を「普通交付税の總額」に、「特別交付税の總額の一部をもつて充ててゐるものとする」を「特別交付税の總額を減額してこれに充ててゐるものとする」に改める。
第十二條第一項の表を次のように改める。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき	三三八、〇〇〇円
		道路の面積	一平方メートルにつき	六三三
	二 土木費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	一二二四八
		河川の延長	一メートルにつき	一九七一
	三 教育費	港灣(漁港を含む)におけるけい	一メートルにつき	一、三〇〇〇
		港灣(漁港を含む)における防波堤の延長	一メートルにつき	二、二五〇〇
	四 厚生労働費	児童数	一人につき	一八三〇
		生徒数	一人につき	四六、六六一〇
	五 社会福祉費	児童数	一人につき	一、七五七〇〇
		生徒数	一人につき	七九、〇六三〇〇
	六 衛生費	学校数	一校につき	一七四、〇一〇〇〇
		生徒数	一人につき	二、四二一〇〇

市町村	2 中学校費	3 労働費	五 産業経済費	六 その他の行政費	七 災害復旧費	一 消防費	二 土木費	三 教育費	四 厚生労働費	五 産業経済費	六 その他の行政費	七 災害復旧費
	1 小学校費	1 労働費	1 農業行政費	1 徴税費	1 災害復旧費	1 消防費	1 道路費	1 小学校費	1 厚生労働費	1 農業行政費	1 徴税費	1 災害復旧費
	2 中学校費	2 労働費	2 林野行政費	2 その他の諸費	2 災害復旧費	2 土木費	2 橋りよう費	2 児童数	2 衛生費	2 林野行政費	2 その他の諸費	2 災害復旧費
	3 小学校費	3 労働費	3 水産行政費	3 道府県税の税額	3 災害復旧費	3 土木費	3 港湾費	3 学級数	3 労働費	3 水産行政費	3 道府県税の税額	3 災害復旧費
	4 中学校費	4 労働費	4 商工行政費	4 人口	4 災害復旧費	4 土木費	4 都市計画費	4 生徒数	4 労働費	4 商工行政費	4 人口	4 災害復旧費
	5 小学校費	5 労働費	5 民有林野の面積	5 人口	5 災害復旧費	5 土木費	5 その他の土木費	5 学級数	5 労働費	5 民有林野の面積	5 人口	5 災害復旧費
	6 中学校費	6 労働費	6 水産業者数	6 人口	6 災害復旧費	6 土木費	6 都市計画区域における人口	6 児童数	6 労働費	6 水産業者数	6 人口	6 災害復旧費
	7 小学校費	7 労働費	7 商工業の従業者数	7 人口	7 災害復旧費	7 土木費	7 土地区画整理事業の施行地区の面積	7 学級数	7 労働費	7 商工業の従業者数	7 人口	7 災害復旧費
	8 中学校費	8 労働費	8 道府県税の税額	8 人口	8 災害復旧費	8 土木費	8 人口	8 児童数	8 労働費	8 道府県税の税額	8 人口	8 災害復旧費
	9 小学校費	9 労働費	9 道府県税の税額	9 人口	9 災害復旧費	9 土木費	9 人口	9 児童数	9 労働費	9 道府県税の税額	9 人口	9 災害復旧費
	10 中学校費	10 労働費	10 道府県税の税額	10 人口	10 災害復旧費	10 土木費	10 人口	10 児童数	10 労働費	10 道府県税の税額	10 人口	10 災害復旧費
	11 小学校費	11 労働費	11 道府県税の税額	11 人口	11 災害復旧費	11 土木費	11 人口	11 児童数	11 労働費	11 道府県税の税額	11 人口	11 災害復旧費
	12 中学校費	12 労働費	12 道府県税の税額	12 人口	12 災害復旧費	12 土木費	12 人口	12 児童数	12 労働費	12 道府県税の税額	12 人口	12 災害復旧費
	13 小学校費	13 労働費	13 道府県税の税額	13 人口	13 災害復旧費	13 土木費	13 人口	13 児童数	13 労働費	13 道府県税の税額	13 人口	13 災害復旧費
	14 中学校費	14 労働費	14 道府県税の税額	14 人口	14 災害復旧費	14 土木費	14 人口	14 児童数	14 労働費	14 道府県税の税額	14 人口	14 災害復旧費
	15 小学校費	15 労働費	15 道府県税の税額	15 人口	15 災害復旧費	15 土木費	15 人口	15 児童数	15 労働費	15 道府県税の税額	15 人口	15 災害復旧費
	16 中学校費	16 労働費	16 道府県税の税額	16 人口	16 災害復旧費	16 土木費	16 人口	16 児童数	16 労働費	16 道府県税の税額	16 人口	16 災害復旧費
	17 小学校費	17 労働費	17 道府県税の税額	17 人口	17 災害復旧費	17 土木費	17 人口	17 児童数	17 労働費	17 道府県税の税額	17 人口	17 災害復旧費
	18 中学校費	18 労働費	18 道府県税の税額	18 人口	18 災害復旧費	18 土木費	18 人口	18 児童数	18 労働費	18 道府県税の税額	18 人口	18 災害復旧費
	19 小学校費	19 労働費	19 道府県税の税額	19 人口	19 災害復旧費	19 土木費	19 人口	19 児童数	19 労働費	19 道府県税の税額	19 人口	19 災害復旧費
	20 中学校費	20 労働費	20 道府県税の税額	20 人口	20 災害復旧費	20 土木費	20 人口	20 児童数	20 労働費	20 道府県税の税額	20 人口	20 災害復旧費
	21 小学校費	21 労働費	21 道府県税の税額	21 人口	21 災害復旧費	21 土木費	21 人口	21 児童数	21 労働費	21 道府県税の税額	21 人口	21 災害復旧費
	22 中学校費	22 労働費	22 道府県税の税額	22 人口	22 災害復旧費	22 土木費	22 人口	22 児童数	22 労働費	22 道府県税の税額	22 人口	22 災害復旧費
	23 小学校費	23 労働費	23 道府県税の税額	23 人口	23 災害復旧費	23 土木費	23 人口	23 児童数	23 労働費	23 道府県税の税額	23 人口	23 災害復旧費
	24 中学校費	24 労働費	24 道府県税の税額	24 人口	24 災害復旧費	24 土木費	24 人口	24 児童数	24 労働費	24 道府県税の税額	24 人口	24 災害復旧費
	25 小学校費	25 労働費	25 道府県税の税額	25 人口	25 災害復旧費	25 土木費	25 人口	25 児童数	25 労働費	25 道府県税の税額	25 人口	25 災害復旧費
	26 中学校費	26 労働費	26 道府県税の税額	26 人口	26 災害復旧費	26 土木費	26 人口	26 児童数	26 労働費	26 道府県税の税額	26 人口	26 災害復旧費
	27 小学校費	27 労働費	27 道府県税の税額	27 人口								

該地方団体の人口で都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条の規定による都市計画区域に係るもの

該地方団体の人口で都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条の規定による都市計画区域に係るもの

和二十九年法律第百十九号) 第三条第三項又は第四項の規定に基く土地区域整理事業を施行する区域の面積

第十三条第五項中「十種地」を「二種地」に改める。

第十四条第二項一算定に用いる標

の所得割については、所得税額を課税標準として算定するものとし、その

「算定に用いる標準率とする。」に改め、同条第三項の表道府県の項基準税額の算定の基礎の欄中「登録税額」を「登録税の課税標準額」に、

「施設を利用した者」を「施設」に

改め、「飲食店、」の下に「料理店、」を加え、「飲食店については、」を

「面額」を「固定資産」の「果敢票」

となるべき額」に改め、同表市町村の項基準税額の算定の基礎の欄中

原野」の下に、「牧場」を加え、

該市町村の区域内に住人 「十九」失業者数	労働者数」を「十八　工場事業場労働者数」に、 「十八　失業者数	労働大臣が調査した最近の当該道府県又は当 労働大臣が調査した最
--	---	---

に、「十九 耕地の面積」を「二十 耕植の面積」に、「二十 農業者（畜産業者を含む）数」を「二十一 農業者（畜産業者を含む）の数」に、「二十一 民有林野の面積」

の項を削り、
「二十八 災害復旧事業
費の財源に充てた地
方債」を削除し、
同庫負担金を受けて施行した災害復旧事

業費に充てるため借り入れた地方債の当
年分に因る被災地の面積

を

改める。

第二十条の三の見出しを「減額

目のうち、道府県民税中法人税割、事業税中法人の行う事業に対

し又は返還された交付税の額の指
示に従つて、同条二での一頁と同一

する事業税及び市町村民税中法人
特別上乗率の算出額を定むるもの

2 第十九条第二項若しくは第三項、前条第四項又は地方財政法第三十一条第一項の二の二の項との合において、当該税目に係る前年度分の基準税額のうち算定過少又は算定過多の税額を算定する場合は、同条に於の一項を加える。

項、前条第四項又は第五項の規定により、すでに交付した交付税の額の全部又は一部を返還された場合には、当該返還された額は、当該返還される年度の翌年度から起算する三箇年を超えない範囲内において、その戻入額に充てられ、不足額が生じたときは、当該不足額が生じた年度の翌年度から起算する三箇年を超えない範囲内において、その戻入額に充てられる。

第二十八條（地方財政助成金の算定）
第一項の規定による地方財政助成金の算定は、前条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかった部分があるときは、当該算入されなかった部

分に相当する額を当該年度の基準

に
又又は都
及び一
いて、第六條第二項の規定により
該年度分として交付すべき交付
税の総額に算入し、当該算入した
三つの特別交付税の総額に算入す
ることが出来る。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 当分の間、第十四条第三項の税
税法第十四条第二項の改正規定

は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 昭和三十一年度限り、改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）新法第六條第二項の規定による交付税の総額に日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）附則第五項の規定により日本専売公社から交付税及び護手税配付金特別会計に納付される金額に相当する金額を加えた額の百分の九十二に相当する額をもつて普通交付税の総額とし、当該合算額の

百分の八に相当する額から次項に規定するたばこ専売特別地方配付金に相当する額を控除した額に相当する額をもつて特別交付税の総額とする。

3 前項の日本専売公社法附則第五項の規定により日本専売公社から納付される金額に相当する額は、昭和三十一年度において、たばこ専売特別地方配付金として、新法第十五條に規定する特別交付税の交付の例により地方団体に配付するものとする。

4 昭和三十一年度限り、新法第十二條第一項の表市町村の項中

費	人口	一人につき	一六五五二	とあるのは、	1 警察
費	警察職員数	一人につき	九一、七五〇〇〇	と読み替えるもの	2 消防
費	人口	一人につき	一六五五二		

5 昭和三十一年度限り、新法第十二條第二項の表中

和二十九法律第六十二号（昭和二十九法律第六十二号）	とあるのは、	警察職員	警察法（昭和二十九法律第六十二号）第五十七條に
条に規定する政令で定める基準		数	規定する政
定した当該道府県の職員数		又	は当該市

和二十九法律第六十二号（昭和二十九法律第六十二号）第五十七條に令で定める基準により算定した当該道府県と読み替えるものとする。

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改

正する。

目次中「第七十二條の二十三」を「第七十二條の二十三の二」に、「第七十三條の十五」を「第七十三條の十五の二」に、「第三百十條」を「第三百十條の二」に、「第三百十一條」を「第三百十一條の二」に改める。

第八條の次に次の四條を加える。
（市町村の廢置分合があつた場合の課税権の承継）

第八條の二 市町村の廢置分合があつた場合（次條第一項本文の規定に該当する場合を除く。）において、

市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、異議の申立その他の手続とみなす。

2 前項の規定によつて消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する承継市町村が二以上ある場合において、当該承継市町村がそれぞれ承継すべき当該消滅市町村の徴収金に係る権利について当該承継市町

村の長の間において意見を異にし、その協議がととのわなるときは、道府県知事（当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、自治庁長官）に對し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

3 前條第二項から第九項までの規定は、前項の申出及び当該申出に係る道府県知事又は自治庁長官の決定について準用する。

4 前三項の規定によつて承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合においては、当該消滅市町村が条例で別段の定めをしない限り、その承継すべき当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に關しては、当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に關して定められていた消滅市町村の条例、規則その他の定の例によるものとする。この場合において、承継市町村が第五條第三項の規定によつて課する普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）を課することとして

おり、かつ、当該承継市町村が承継する消滅市町村に係る地方団体の徴収金のうちこれと課税客體を同じくする同種の市町村法定外普通税があるため、同種の市町村法定外普通税を重複して課することとなるときは、当該消滅市町村に係る市町村法定外普通税の納税義務者に対しては、当該承継市町村は、当該承継市町村の条例の定めるところによつて、これらの市町村法定外普通税のうちいずれか一を課するものとしなければならない。

（市町村の境界変更等があつた場合の課税権の承継）

第八條の三 市町村の境界変更があつたとき、又は市町村の廢置分合があつた場合で当該廢置分合により新たに設置された市町村の区域の全部若しくは一部が従来属していた市町村がなお存続するとき、当該境界変更があつた区域又は新たに設置された市町村の区域の全部若しくは一部が従来属していた市町村（以下本条において「旧市町村」という。）の当該区域又は地域に係る地方団体の徴収金で次の各号に掲げるもの（第二号に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廢置分合があつた日の属する年度分以後の年度分として課されるべきものに限る。）の徴収を目的とする権利は、当該区域又は地域によつて、当該区域又は地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「新市町村」という。）が承継する。ただし、旧市町村と新市町村が協議の上これと異なる定めをしたときは、その定めたところによることができる。

一 申告納付又は申告納入の方法によつて徴収する地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廢置分合があつた日前に納期限の到来しないもので当該旧市町村に收入されて

ないもの

二 前号以外の地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廢置分合があつた

らな

目前に当該旧市町村に収入され
ていないもの

2 前条第一項後段及び第二項から
第四項までの規定は、前項本文の
規定によつて新市町村が旧市町村
の地方団体の徴収金に係る権利を
承継する場合について、前条第一
項後段及び第四項の規定は、前項
ただし書の規定による協議によつ
て新市町村が旧市町村の地方団体
の徴収金に係る権利を承継する場
合について準用する。

3 前二項の規定によつて新市町村
が旧市町村の地方団体の徴収金に
係る権利を承継した場合におい
て、当該徴収金を賦課徴収しよう
とするときは、旧市町村は、新市
町村の求めに応じ必要な便宜を提
供しなければならない。

（都道府県の境界変更があつた場
合の課税権の承継）

第八条の四 都道府県の境界にわた
つて市町村の境界の変更があつた
ため都道府県の境界に変更があつ
た場合における当該境界変更のあ
つた区域に係る都道府県の地方団
体の徴収金の徴収を目的とする権
利の承継については、前二条に規
定する方法に準じて関係都道府県
が協議して定めるものとする。

2 第八条の規定は前項の協議がと
とのわれない場合について、第八
条の二第一項後段及び第四項の規
定は前項の協議によつて境界変更
があつた区域に係る都道府県の地方
団体の徴収金の徴収を目的とする
権利の承継があつた場合について
準用する。

（政令への委任）

第八条の五 前三条に定めるもの
のほか、市町村の廃置分合若しく
は境界変更があつた場合又は都道
府県の境界にわたつて市町村の境
界の変更があつたため都道府県の
境界に変更があつた場合における
課税権の承継について必要な事項
は、政令で定める。

第十六条の七の次に次の一条を加
える。

（納付又は納入の委託）

第十六条の八 納税者又は特別徴収
義務者がその未納に係る地方団体の
徴収金を納付し、又は納入する
ことを委託するため、地方団体の
長が定める有価証券を徴税吏員に
提供した場合においては、徴税吏
員は、当該証券により最近におい
て取立が確実と認められるときに
限り、その取り立てることができ
る金額をもつて当該納付し、又は
納入することの委託を受けること
ができる。この場合において、取
立のため費用を要するものにあつ
ては、納税者又は特別徴収義務者
は、当該費用に相当する金額をあ
わせて提供しなければならない。

2 徴税吏員は、前項の委託を受け
たときは、総理府令で定める様式
による納付受託証券又は納入受託
証券を納税者又は特別徴収義務者
に交付しなければならない。

3 徴税吏員は、第一項の委託を受
けた場合において必要があるときは
は、確実と認める金融機関に再委
託することができる。

4 徴税吏員は、第一項の委託を受
けた場合においては、その委託に
係る有価証券により取り立てるこ

とができる金額に相当する地方団
体の徴収金については、その委託
を受けている期間は、督促又は滯
留処分をすることができない。

5 第一項の委託を受けた日前に財
産の差押があつた場合において、
当該委託によりその必要がないと
認められるに至つたときは、その
認められる限度において、当該差
押を解除しなければならない。

第十八条第一項中「四銭」を「三
銭」に改め、ただし書を削り、同条
第三項中ただし書を削る。

第二十條中「十四日」を「七日」
に改める。

第二十三條第一号中「特別減額国
債法（昭和二十八年法律第七十八
号）第二条の規定によつて軽減され
た所得額を含む。」を削り、「第
二条の二第一項」の下に「又は第
二条の三第一項」を加え、「所得税
法第五十五條第一項」を「所得税法
第五十四條第一項」に、「同法同条第
六項」を「同法同条第七項」に、「同
法第五十六條」を「同法第五十五條」
に、「同法第五十七條第一項」を「同
法第五十六條第一項」に、「同法第
五十七條の二第一項」を「同法第
五十七條第一項」に改め、同条第二
号中（特別減額国債法第六條の規定に
よつて軽減された法人税額を含む。）
を削り、「同法同条第六項」を「同
法同条第七項」に改める。

第二十五條第一号中「私立学校教
職員共済組合」の下に「社会保険診
療報酬支払基金」を加える。

第三十三條に次の一項を加える。

3 道府県知事が前二項の規定によ
つて各市町村に配賦すべき所得割

の課税総額を決定した後において
て、市町村の廃置分合又は境界変
更があつたときは、当該廃置分合
又は境界変更後存続する市町村
（以下本条、第三十六條及び第四
十條第一項において「存続市町
村」という。）については、当該廃
置分合又は境界変更のあつた日が
前二項の規定による所得割の課税
総額の配賦前であるときは、道府
県知事は、当該廃置分合又は境界
変更前の市町村（以下本条及び第
三十六條において「従前の市町
村」という。）についてすでに決定
されている額を政令で定めるとこ
ろにより調整した額を当該存続市
町村に係る所得割の課税総額とし
て配賦するものとし、当該廃置分
合又は境界変更のあつた日が前二
項の規定による所得割の課税総額
の配賦後であるときは、存続市町
村は、すでに従前の市町村に配賦
された額を政令で定めるところに
より調整した額を当該存続市町村
に係る所得割の課税総額として従
前の市町村から承継するものとす
る。

第三十六條第一項中「所得割の課
税総額の配賦を受けた市町村」の下
に「（第三十三條第三項の規定によ
つて存続市町村が従前の市町村の所得
割の課税総額として配賦された額を
政令で定めるところにより調整した
額を従前の市町村から承継するもの
とされる場合における存続市町村を
含む。以下第四十條第一項本文にお
いて同じ。）」を加え、同条第三項中
「第三十七條及び」を削り、「第一
項」を「第一項から第三項まで」に
改め、同項を同条第五項とし、同条
第二項中「前項」を「前三項」に改
め、同項を同条第四項とし、同条第
一項の次に次の二項を加える。

2 第三十三條第一項又は第二項の
規定によつて所得割の課税総額の
配賦を受けた後において、市町村
の廃置分合又は境界変更があつた
場合における存続市町村にあつて
は、従前の市町村が前項の規定に
よつて従前の市町村の所得割の課
税総額の配賦額について決定した
道府県民税の所得割の税率がある
場合において、存続市町村が一又
は二以上の従前の市町村の区域に
ついて第三十三條第一項から第
四項までの規定に基き従前の市町
村の条例に定める市町村民税の所
得割の課税標準又は税率を変更し
ないものとしたときは、従前の市
町村が決定した道府県民税の所得
割の税率を存続市町村における当
該従前の市町村の区域の道府県民
税の所得割の税率とすることがで
きるものとし、存続市町村が一又
は二以上の従前の市町村の区域に
ついて当該存続市町村の条例によ
り第三十三條第一項から第四項ま
での規定に基き従前の市町村の
条例に定める市町村民税の所得割
の課税標準若しくは税率と異なる
課税標準若しくは税率を定めたと
き、又は当該区域のうち従前の市
町村における道府県民税の所得割
の税率が決定されていないものが
あるときは、第三十三條第三項の
規定によつて存続市町村が従前の
市町村から承継するものとされる
所得割の課税総額のうち当該区域

に係る額を当該区域の当該年度分として存続市町村が徴収すべきものとして決定した市町村民税の所得割額の合計額で除して存続市町村における当該区域に係る道府県民税の所得割の税率を決定することができる。

3 市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合において、存続市町村が町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十四条の規定に基いて一又は二以上の従前の市町村の区域において当該存続市町村の条例の定めるところによつて市町村民税の所得割について不均一の課税をするものとしてゐるため必要があるときは、当該存続市町村の条例の定めるところにより、第三十三條の規定によつて配賦を受けた当該存続市町村に係る所得割の課税総額を基礎として当該所得割の課税総額の配賦の基礎となつた道府県の条例に定める方法に準じて当該区域ごとの所得割の課税総額を算定し、当該算定額について道府県知事の承認を受けた後、当該所得割の課税総額を当該区域に係る当該存続市町村の当該年度分として決定した市町村民税の所得割の合計額で除して当該区域に係る当該存続市町村における道府県民税の所得割の税率を決定することができる。ただし、所得割額を課税標準として市町村民税の所得割を課する区域については、当該区域ごとに算定された所得割の課税総額に代えて当該区域に係る当該存続市町村の当該年度分の市町村民税の所得割の課税

標準となるべき所得税額に第三十二條第一項の率を乗じた額をもつて当該区域に係る所得割の課税総額とすることができるものとし、当該区域に係る当該存続市町村における道府県民税の所得割の税率を決定することを要しないものとする。

第三十七條を次のように改める。
第三十七條 削除

第四十條第一項中「第三十六條第一項及び第二項」を「第三十六條第一項から第四項まで」に改め、同条同項ただし書中「市町村民税の所得割を課する市町村で、第三十三條第一項但書の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村」を「市町村民税の所得割を課する市町村で第三十三條第一項ただし書の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村若しくは当該市町村が廢置分合若しくは境界変更によつて存続市町村の区域の一部となつた場合において第三十六條第二項の規定によつて当該区域について所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課することとなつた当該存続市町村又は存続市町村のうち所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する区域について第三十六條第三項ただし書の規定によつて当該区域に係る所得割の課税総額を算定した場合における当該存続市町村に、当該市町村に對する」を「当該市町村又は当該区域に對する」に、「第三十二條の規定により定められた率を乗じて道府県民税に、第三十二條の規定により定められた率を乗じて当該市町村又は当該区域に

係る道府県民税」に改める。
第五十一條第一項中「百分の五」を「百分の五・三」に、「百分の六」を「百分の六・三」に改める。

第五十二條第二項中「法人税法第四條の法人を除く。」を「法人税法第四條の法人で均等割を課されるもの（法人税法第四條の法人）」という。

以下本条、次条第六項、第三百二十二條第三項及び第三百二十一條の八第六項において同じ。）を除く。」に改める。

第五十三條に次の一項を加える。
第七 法人が第二項から第四項までの規定によつて法人税法第二十一條

第一項又は第二十二條の四第一項の規定による申告書に係る法人税額（当該法人税額について同法第二十四條第一項又は第二項の規定による申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、同法第二十九條から第三十一條までの規定によつて更正し、又は決定した場合において

は、当該更正又は決定により徴収すべき法人税額をいう。以下第三百二十一條の八第七項において同じ。）に基いて算定した道府県民税額が、同法第十九條第一項、第二

十條第一項、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の規定による申告書に係る法人税額（当該法人税額について同法第二十四條第一項又は第二項の規定による申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、同法第二十九條から第三十一條までの規定によつて更正し、又は決定した場合におい

ては、当該更正又は決定により徴収すべき法人税額をいう。以下第三百二十一條の八第七項において同じ。）に基いて算定した道府県民税額が、同法第十九條第一項、第二

十條第一項、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の規定による申告書に係る法人税額（当該法人税額について同法第二十四條第一項又は第二項の規定による申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、同法第二十九條から第三十一條までの規定によつて更正し、又は決定した場合におい

ては、当該更正又は決定により徴収すべき法人税額をいう。以下第三百二十一條の八第七項において同じ。）に基いて算定した道府県民税額が、同法第十九條第一項、第二

十條第一項、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の規定による申告書に係る法人税額（当該法人税額について同法第二十四條第一項又は第二項の規定による申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、同法第二十九條から第三十一條までの規定によつて更正し、又は決定した場合におい

ては、当該更正又は決定により徴収すべき法人税額をいう。以下第三百二十一條の八第七項において同じ。）に基いて算定した道府県民税額が、同法第十九條第一項、第二

十條第一項、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の規定による申告書に係る法人税額（当該法人税額について同法第二十四條第一項又は第二項の規定による申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、同法第二十九條から第三十一條までの規定によつて更正し、又は決定した場合におい

ては、当該更正又は決定により徴収すべき法人税額をいう。以下第三百二十一條の八第七項において同じ。）に基いて算定した道府県民税額が、同法第十九條第一項、第二

十條第一項、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の規定による申告書に係る法人税額（当該法人税額について同法第二十四條第一項又は第二項の規定による申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、同法第二十九條から第三十一條までの規定によつて更正し、又は決定した場合におい

ては、当該更正又は決定により徴収すべき法人税額をいう。以下第三百二十一條の八第七項において同じ。）に基いて算定した道府県民税額が、同法第十九條第一項、第二

ては、当該更正又は決定により徴収すべき法人税額をいう。以下第三百二十一條の八第七項において同じ。）に基いて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき道府県民税額（道府県民税の中間納付額）という。以下本項において同じ。）に満たないとき、又はないときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する道府県民税の中間納付額若しくは道府県民税の中間納付額の全額を徴付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

第五十五條第二項中「確定法人税額及び法人税割額並びに均等割額」を「確定法人税額並びに法人税割額及び均等割額」に改める。

第五十六條第二項中「四錢」を「三錢」に改める。

第五十七條第二項中「当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しない場合にあつては、当該課税標準の算定期間の末日とする。」を「当該課税標準の算定期間の月数が一月に満たず、かつ、その間に月の末日が到来しない場合にあつては、当該課税標準の算定期間の末日とする。」に改める。

第六十四條及び第七十一條の二第一項各号列記以外の部分中「四錢」を「三錢」に改める。

第七十二條の五の見出し中「非課税所得」を「非課税所得等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「事業の所得で収益事業から生じた所得以外の所得」を「事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外

のものの」に改め、同条同項第四号中「開拓融資保証協会」の下に「調整組合及び調整組合連合会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、酒販組合中央会、酒販組合中央会」を加え、同条第二項中「収益事業から生ずる所得」を「収益事業に係る所得又は収入金額」に、「事業から生ずる所得」を「事業に係る所得又は収入金額」に改める。

第七十二條の十二中「及び生命保険事業」を「生命保険事業及び損害保険事業」に改める。

第七十二條の十三に次の一項を加える。

6 清算中の法人が事業年度中途において継続した場合においては、その事業年度の開始の日から継続の日の前日までの期間及び継続の日からの事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第七十二條の十四第二項第一号中「法人税法第六條第一項に規定する積立金額」の下に「以下「積立金額」という。」を加え、同条同項第二号中「法人税法第六條第一項に規定する」を削り、同条第四項各号列記以外の部分中「生命保険業」を「生命保険事業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法人が解散した場合において、その残余財産の一部を分配した後継続し、又は合併により消滅したときは、当該法人の当該解散による清算所得は、前項第一号の規定にかかわらず、当該法人が第七十二條の三十第一項の規定により清

算所得は、前項第一号の規定にかかわらず、当該法人が第七十二條の三十第一項の規定により清

算所得は、前項第一号の規定にかかわらず、当該法人が第七十二條の三十第一項の規定により清

算所得は、前項第一号の規定にかかわらず、当該法人が第七十二條の三十第一項の規定により清

算所得は、前項第一号の規定にかかわらず、当該法人が第七十二條の三十第一項の規定により清

算所得は、前項第一号の規定にかかわらず、当該法人が第七十二條の三十第一項の規定により清

算所得は、前項第一号の規定にかかわらず、当該法人が第七十二條の三十第一項の規定により清

算所得とみなして計算すべき金額
(二)以上残余財産を分配した場合
には、当該金額の合計額による。
第七十二条の十四に次の一項を加
える。

6 第七十二条の十二の各事業年度
の収入金額は、損害保険事業にあ
つては損害保険事業を行う法人が
契約した次の各号に掲げる損害保
険の区分に応じ、それぞれ当該各
号に掲げる金額による。

一 船舶保険(船舶を保険の目的
とする保険をいう。)にあつて
は、各事業年度の正味収入保険
料(各事業年度において収入し
た、又は収入すべきことの確定
した保険料(当該保険料のうち
に払い戻した、又は払い戻すべ
きものがあるときは、その金額
を控除した金額)及び再保険返
戻金の合計額から当該事業年度
において支払った、又は支払う
ことの確定した再保険料及び解
約返戻金の合計額を控除した金
額をいう。以下本項において同
じ。)に百分の二十を乗じて得た
金額

二 運送保険(商法(明治三十二
年法律第四十八号)第三編第十
章第一節第三款に規定する保険
をいう。)及び積荷保険(商法第
八百九十九条又は第八百二十条に
規定する保険をいう。)にあつて
は、各事業年度の正味収入保険
料に百分の二十五を乗じて得た
金額

三 前二号以外の損害保険にあつ
ては、各事業年度の正味収入保
険料に百分の三十五を乗じて得

た金額

第七十二条の十八第一項中「及び
生命保険業を」と、生命保険業及び
損害保険事業に改め、同条第三項
中「各事業年度の初日において当該
事業年度の直前の事業年度の末日ま
でに積み立てた法律の規定による準
備金の額が」を「各事業年度開始の
日における積立金額が同日におけ
る」に改め、「算定した金額から当
該金額のうち」を「算定した金額と
当該事業年度開始の日における積立
金額との合計額から」に改める。
第七十二条の二十中「総益金又は
総収入金額」を「生産品について収
入すべき金額」に改める。
第七十二条の二十一中「十万円」
を「十二万円」に改める。

第七十二条の二十二第一項第一号
中「又は生命保険業」を「生命保
險事業又は損害保険事業」に改め、
同条第二項を次のように改める。

2 二以上の道府県において事務所
又は事業所を設けて事業を行う法
人の前項の所得は、第七十二条の
四十八の規定により関係道府県に
分割される前の所得によるものと
し、三以上の道府県において事務
所又は事業所を設けて事業を行う
法人で資本又は出資の金額が五百
万円以上のものが行う事業に対す
る事業税の標準率は、同項第二
号の規定にかかわらず、所得及び
清算所得の百分の十二とする。
第七十二条の二十二第七項中「第
五項」を「第六項」に改め、同条第
五項を同条第六項との、以下一項ず
つ繰り下げ、同条第四項の次に次の
一項を加える。

5

第二項の資本又は出資の金額
は、各事業年度の所得(清算中の
各事業年度の所得を除く。)を課税
標準とするものにあつては各事業
年度の終了の日現在における資本
又は出資の金額、法人が解散し、
又は合併により消滅した場合にお
ける清算所得(清算中の各事業年
度の所得を含む。)を課税標準とす
るものにあつては解散又は合併の
日現在における資本又は出資の金
額による。ただし、第七十二条の
二十六第一項ただし書、第七十二
条の二十七第一項又は七十二條の
四十八第二項ただし書の規定によ
り申告納付すべき事業税にあつて
は当該事業開始の日から六月の期
間の末日現在における資本又は出
資の金額による。
第七十二条の二十三を次のように
改める。

(法人の事業税の税率の適用区分)
第七十二条の二十三 法人の行う事
業に対する事業税の税率は、各事
業年度の所得又は収入金額(清算
中の各事業年度の所得又は収入金
額を除く。)を課税標準とするもの
にあつては各事業年度終了の日現
在における税率、法人が解散し、
又は合併により消滅した場合にお
ける清算所得(清算中の各事業年
度の所得又は収入金額を含む。)を
課税標準とするものにあつては解
散又は合併の日現在における税率
による。ただし、第七十二条の二
十六第一項ただし書、第七十二条
の二十七第一項又は七十二條の
四十八第二項ただし書の規定によ
り申告納付すべき事業税にあつて

は当該事業年度開始の日から六月
の期間の末日現在における税率に
よる。

第二章第二節第二款中七十二條
の二十三の次に次の一条を加え
る。

(清算中の法人の継続又は合併の
場合における事業税)

第七十二条の二十三の二 清算中の
法人が継続し、又は合併により消
滅した場合においては、当該法人
の解散の日の翌日から継続の日の
前日又は合併の日までの期間に係
る事業税として課する税額は、当
該法人が第七十二条の二十九又は
第七十二条の三十の規定による申
告書に記載すべきであった事業税
額(第七十二条の二十九の規定に
よる申告書に係る税額の納付につ
いて、同条第一項ただし書の規定
により控除すべき事業税額がある
ときは、これを控除した後の事業
税額)の合計額による。

第七十二条の二十六第一項中「第
七十二條の二十七の規定に該当す
る法人を除く。」を「新たに設立した内
国法人又は新たに外国法人となつた
法人でその設立後又はその外国法人
となつた後最初の事業年度が六月を
こえるものを除く。」に、「第三項若
しくは第四項」を「第四項、第五
項若しくは第六項」に改め、同条
第四項中「事務所又は事業所所在地
の道府県知事に納付」を「事務所又
は事業所所在地の道府県に納付」に改
める。

第七十二条の二十七の見出し中
「六月」を「八月」に改め、同条第
一項中「六月をこえる」を「八月を

こえる」に、「第三項若しくは第四
項」を「第四項、第五項若しくは第
六項」に改める。

第七十二条の二十八第一項各号列
記以外の部分中「申告納付すべき事
業税額から当該法人が」を「当該申
告書に記載した事業税額から」に、
「前条の規定によつて申告納付すべ
き事業税額」を「前条の規定による
申告書に記載した事業税額」に改
め、「(中間納付額)」という。以下
本条、第七十二条の三十九、第七
十二条の四十一及び第七十二条の四
十四において同じ。」を削り、「当該法
人が申告納付すべき事業税額から控
除すべき」を「当該法人が当該申告
書に記載した事業税額から控除すべ
き」に改め、同条同項第一号中「第
七十二條の三十九第一項若しくは第
三項」を「第七十二条の三十九第一
項」に、「追徴税額」を「第七十二
條の四十四第一項の不足税額」に改
め、同条同項第二号中「追徴税額」
を「第七十二条の四十四第一項の不
足税額」に改め、同条第四項中「申告
納付すべき事業税額が、中間納付額」
を「申告書に記載された事業税額
が、当該事業税額に係る第七十二條
の二十六又は前条の規定による申告
書に記載された、又は記載されるべ
きであった事業税額(中間納付額)」
という。以下本条、第七十二条の三
十九、第七十二条の四十一、第七
十二条の四十四及び第七十二条の四
十八において同じ。」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「清
算中の法人」の下に「その合併法人
を含む。以下本条において同じ。」
を、「終了した場合」の下に「(清算

中の法人が合併により消滅し、第七十二条の十三第五項の規定により事業年度が終了したものとなされる場合を含む。」を加え、「第三項若しくは第四項」を「第四項、第五項若しくは第六項」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該法人が継続し、又は合併により消滅した場合は、この限りでない。

第七十二条の三十三項に次のただし書を加える。

ただし、当該法人が継続し、又は合併により消滅した場合は、この限りでない。

第七十二条の三十一第一項各号列記以外の部分中「当該法人が申告納付すべき事業税額」を「当該法人が当該申告書に記載した事業税額」に改め、同条第四項中「第一項の規定によつて申告納付すべき額」を「第一項の規定による申告書に記載された事業税額」に改める。

第七十二条の三十三第一項中「第七十二条の二十五から前条までの」を「第七十二条の二十五及び第七十二条の二十七から前条までの」に改める。

第七十二条の三十五第四項中「第三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

第七十二条の三十九の見出し中「税務官署」を「法人税」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

道府県知事は、事業を行う法人で事業税の納税義務があるもの（第七十二条の四十一第一項の規定に該当するものを除く。）が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書又は修正申告書に係る事業税の課税標準である所得又は清算所得が、当該法人の当該事業年度の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定は清算所得（以下本条中「法人税の課税標準」という。）を基準として算定した事業税の課税標準である所得又は清算所得（以下本条中「事業税の基準課税標準」という。）と異なることを発見したときは、当該事業税の基準課税標準により、当該申告書又は修正申告に係る事業税の計算の基礎となつた所得又は清算所得及び事業税額を更正するものとし、申告書又は修正申告書に記載された事業税額の算定については誤りがあることを発見したときは、事業税額を更正するものとする。

道府県知事は、前項の法人が申告書を出しなかつた場合（第七十二条二十六第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該事業年度に係る法人税の課税標準があるときは、当該法人税の課税標準を基準として、

道府県知事は、前項の規定によつて当該法人の当該事業税に係る所得又は清算所得及び事業税額を決定した場合において、法人税法第二十九条若しくは第三十一条の規定による更正又は同法第二十条の規定による修正申告があつたことにより当該決定の基準となつた当該法人の法人税の課税標準が増加し、又は減少したときは、当該増加し、又は減少した法人税の課税標準を基準として、当該事業税に係る所得又は清算所得及び事業税額を更正するものとする。

第七十二条の四十一第一項中「若しくは生命保険業」を、「生命保険事業若しくは損害保険事業」に改め、第七十二条の四十一第二項中「規定の適用を受ける法人」の下に「第七十二条の十八第三項の規定の適用を受ける法人」を加え、若しくは所得」を「所得若しくは清算所得」に改め、同条第二項中「申告書の提出期限までにこれを」を「申告書を」に改め、又は納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した場合を「若しくは所得」を「所得若しくは清算所得」に改め、同条第三項中「若しくは所得」を「所得若しくは清算所得」に改める。

第七十二条の四十四第二項中「四銭」を「三銭」に改め、同条第三項中「免かれた事業税額についての延滞金を除き」を「事業税を免かれた場合を除き」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十二条の四十六第一項中「若しくは決定」及び「決定」を削り、同条第二項第一号中「当該申告に係る税額」を「当該申告により納付すべき税額」に改め、同条第二項第二号中「第七十二条の三十九第一項若しくは第三項」を「第七十二条の三十九第一項」に改め、同条第三項第三号中「申告書の提出期限までにその提出がないか又は事業税額がない旨の申告書の提出があつた場合において、」を「申告書の提出がなかつた場合において、」に改め、同条第三項中「当該申告に係る税額」を「当該申告により納付すべき税額」に改める。

第七十二条の四十七第二項中「第七十二条の三十三」を「第七十二条の三十一」に改め、同条第三項中「申告書の提出期限までにこれを」を「申告書を」に改め、同条第三項中「当該申告に係る税額」を「当該申告により納付すべき税額」に改める。

第七十二条の四十八第二項ただし書中「事務所又は事業所」を「事務所若しくは事業所」に改め、異なる場合の下に「又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における第三項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（分割基準）」という。以下本条において同じ。の数値が前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なることを認める場合」を加え、「第六項」を「第七項」に、「税額とする。」を「税額とする」に改める。

第七十二条の四十八第二項ただし書中「事務所又は事業所」を「事務所若しくは事業所」に改め、異なる場合の下に「又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における第三項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（分割基準）」という。以下本条において同じ。の数値が前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なることを認める場合」を加え、「第六項」を「第七項」に、「税額とする。」を「税額とする」に改める。

第七十二条の四十八第二項ただし書中「事務所又は事業所」を「事務所若しくは事業所」に改め、異なる場合の下に「又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における第三項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（分割基準）」という。以下本条において同じ。の数値が前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なることを認める場合」を加え、「第六項」を「第七項」に、「税額とする。」を「税額とする」に改める。

第七十二条の四十八第二項ただし書中「事務所又は事業所」を「事務所若しくは事業所」に改め、異なる場合の下に「又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における第三項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（分割基準）」という。以下本条において同じ。の数値が前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なることを認める場合」を加え、「第六項」を「第七項」に、「税額とする。」を「税額とする」に改める。

第七十二条の四十八第二項ただし書中「事務所又は事業所」を「事務所若しくは事業所」に改め、異なる場合の下に「又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における第三項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（分割基準）」という。以下本条において同じ。の数値が前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なることを認める場合」を加え、「第六項」を「第七項」に、「税額とする。」を「税額とする」に改める。

第七十二条の四十八第二項ただし書中「事務所又は事業所」を「事務所若しくは事業所」に改め、異なる場合の下に「又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における第三項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（分割基準）」という。以下本条において同じ。の数値が前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なることを認める場合」を加え、「第六項」を「第七項」に、「税額とする。」を「税額とする」に改める。

第七十二条の四十八第二項ただし書中「事務所又は事業所」を「事務所若しくは事業所」に改め、異なる場合の下に「又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における第三項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（分割基準）」という。以下本条において同じ。の数値が前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なることを認める場合」を加え、「第六項」を「第七項」に、「税額とする。」を「税額とする」に改める。

第七十二条の四十八第二項ただし書中「事務所又は事業所」を「事務所若しくは事業所」に改め、異なる場合の下に「又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における第三項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（分割基準）」という。以下本条において同じ。の数値が前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なることを認める場合」を加え、「第六項」を「第七項」に、「税額とする。」を「税額とする」に改める。

ことができない」に改め、同条第三項中「地方鉄道及び」を削り、同条第四項を次のように改める。

前項に規定する分割基準は、次の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数
解散した法人又は被合併法人の合併の日又は被合併法人の末日現在における数値

二 事務所又は事業所の数及び従業員の数
解散した法人又は被合併法人の合併の日又は被合併法人の末日現在における数値をそれぞれ合計した数値（当該事業年度の月数が一月に満たず、かつ、その間に月の末日が到来しない場合においては、当該事業年度の末日現在における数値）

その他の法人
当該事業年度の属する各月の末日現在における数値をそれぞれ合計した数値

第七十二条の四十八第六項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「分割すべき基準（以下本条中「分割基準」という。）を「分割基準」に改め、同項を同条第六項とし、同条第

四項の次に次の一項を加える。

5 第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十七第一項又は本条第二項ただし書の規定により申告納付すべき法人の中間納付額に係る分割課税標準の数値に対する前項第十一号の規定の適用については、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間を一事業年度とみなす。

第七十二条の四十九第九項中「前八項」を「前十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第二項又は第六項」を「第二項、第三項又は第七項」に、「総額及び」を「総額若しくは」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第四項の規定によつて分割課税標準額の変更を行つた場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

11 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第一項、第三項又は第四項の規定によつて当該法人の課税標準の総額若しくは分割課税標準額の更正若しくは決定又は分割課税標準額の変更を行つた場合においては、その旨を関係道府県知事に通知しなければならない。

第七十二条の四十九第七項中「第五項但書」を「第六項ただし書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「総額及び」を「総額若しくは」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四項の規定に

よる変更」を「前項の規定による更正若しくは決定若しくは変更」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「分割課税標準額について」の下に「第三項の規定による更正若しくは決定又は」を加え、「変更の請求」を「更正若しくは決定又は変更の請求」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項に後段として、次のように加える。

この場合において、事業税に過納又は誤納が生じたことにより当該過納又は誤納に係る事業税額を還付し、又は未納の地方団体の徴収金に充当するときは、第十八条の規定を適用せず、変更により増加した税額が生じたときは、第七十二条の四十五の規定を適用しない。

第七十二条の四十九第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第一項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書若しくは修正申告書に記載された分割課税標準額と関係道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書に記載された分割課税標準額とが異なるときは、又は関係道府県知事に申告書を提出しなかつたときは、分割課税標準額の更正又は決定は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出した申告書又は修正申告書に記載された分割課税標準額により、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行うものとする。この場合にお

ける更正又は決定は、第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正又は決定とみなす。

第七十二条の五十第二項に後段として次のように加える。

所得税法第二十六条の規定により税務官署に申告したが不動産所得及び事業所得から同法第十一条の三から第十二条までに規定する控除額を控除することにより納付すべき所得税額がなくなる場合においても、また同様とする。

第七十二条の五十一第二項中「当該年の一月一日から事業の廃止の日までの」を削る。

第七十二条の五十三第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十二条の五十四第二項中「その所得は、」を「その所得及び第七十二条の二十一の規定により控除すべき金額は、」に改める。

第七十二条の六十三第一項各号列記以外の部分中「第六項若しくは第七項」を「第七項若しくは第八項」に改める。

第七十二条の六十五第五項中「第六項」を「第七項」に改める。

第七十二条の七十二第二項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十三条第八号中「階段」を「昇降の設備」に、「過半の更新を行うことをいう。」を「行われた更新で、その更新のための支出が資本的支出と認められるものをいう。」に改める。

第七十三条の二に次の二項を加える。

4 家屋が建築された場合におい

て、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分（以下本条中「主体構造部」という。）と一体となつて家屋として効用を果しているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をもあわせて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課することができ、この場合においては、主体構造部の取得者が徴税令書の交付を受けた日（納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日）から三十日以内に、附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基いて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額するものとする。

5 道府県は、前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなつたときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基いて、同項後段の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

第七十三条の四第一項第八号中「国家公務員共済組合法」の下に「市町村職員共済組合法」を加え、「及び消費生活協同組合法による組合」を「消費生活協同組合法、水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）」に改める。

第七十三条の七に次の一号を加える。

十四 住宅組合法（大正十年法律第六十六号）による住宅組合の組合員が住宅組合から不動産の譲渡を受ける場合における当該不動産の取得

第七十三条の九第一項各号列記以外の部分中「一年以下の償還又は二十万円以下の罰金」を「五十万円以下の罰金」に改める。

第三章第三節第二款中第七十三条の十五の次に次の一条を加える。

（不動産取得税の免税点）

第七十三条の十五の二 道府県は、不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては一万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸につき十万円、その他のものにあつては一戸につき五十万円に満たない場合においては、不動産取得税を課することができない。

2 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合又は家屋を取得した者が当該家屋を取得した日から一年以内に当該家屋と一構となるべき家屋を取得した場合においては、それぞれその前後の取得に係る土地又は家屋

の取得をもつて一の土地の取得又は一戸の家屋の取得とみなして、前項の規定を適用する。

第七十三条の十九第一項中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第七十三条の三十二第一項及び第七十三条の四十第一項各号列記以外の部品の「四銭」を「三銭」に改める。

第七十四条の二中「百十五分の五」を「百分の六」に改める。

第七十四条の六第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十七条第二項中「学生又は生徒」を「学生、生徒又は児童」に改める。

第七十八条を次のように改める。

(娯楽施設利用税の課税免除)

第七十八条 道府県は、学校教育法第一条に規定する学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の学生、生徒又は児童にスケート場の施設を利用せしめようとする者があらかじめ当該道府県の条例の定めるところにより道府県知事の承認を受けた場合においては、当該利用に對しては、娯楽施設利用税を課さないものとする。

第八十条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第九十五条第二項、第九十六条第一項、第九十六条第一項各号列記以外の部分、第二百二十五条第二項、第二百二十六条第一項及び第二百三十八条第

一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第二百四十七條第二項第二号中「二万一千円」を「二万八千円」に、「二万三千円」を「三万円」に改め、同条同項第三号中「四万五千円」を「六万円」に、「二万一千円」を「二万八千円」に改める。

第二百五十三條第一項及び第二百五十六條第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第二百六十三條第一項及び第二百七十一條第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第二百七十二條第一項中「自動車税」を「軽自動車に対する自動車税」に改め、同条第二項中「自動車の前部の窓ガラス(前部の窓ガラスがない場合においては、前部の見易い箇所)」を「軽自動車の見易い箇所」に改める。

第二百八十六條第一項及び第二百八十九條第一項各号列記以外の部分中「二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第二百九十六條第一項及び第二百九十九條第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第二百九十七條第一号中「所得税を納付する義務を有しない者」を「所得について所得税法第九条に規定する総所得金額が同法第十一条の三から第十二条までに規定する控除額の合計額に満たない者」に改める。

第二百九十九條第一項及び第二百九十七條第一項各号列記以外の部分

中「四銭」を「三銭」に改める。

第二百六十二條第三号中「(大正十一年法律第七十号)」、「(昭和二十八年法律第二百七号)」、「(昭和十三年法律第六十号)及び(昭和十四年法律第七十三号)」を削り、同条第七号中「(昭和二十八年法律第六十一号)」を削る。

第二百六十五條第一項各号列記以外の部分及び第二百七十二條第一項中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第二百七十七條第二項、第二百八十条第一項及び第二百八十九條第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第二百九十二條第一号中「第一項」を削り、「総所得金額及び退職所得の金額」を「総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額」に改め、同条第二号中「第一項」を削り、同条第五号中「特別減税関係法第二条の規定によつて軽減された所得税額を含む」を削り、「第二条の二第一項」の下に「又は第二条の三第一項」を加え、「所得税法第五十五條第一項」を「所得税法第五十四條第一項」に、「同法第六項」を「同法第七項」に、「同法第五十六條」を「同法第五十五條」に、「同法第五十七條第一項」を「同法第五十七條の二第一項」に、「同法第五十七條第一項」に改め、同条第七号中「三万五千円」を「四万円」に改め、同条第十一号中「(特別減税関係法第六條の規定によつて軽減された法人税額を含む)」を削り、「同法第六項」

を「同条第七項」に改める。

第二百九十六條第一号中「私立学校教職員共済組合」の下に「社会保険診療報酬支払基金」を加える。

第二百九十七條中「同年において適用された」を「適用されるべき」に改める。

第三百三条を次のように改める。

(市町村民税の申告等)

第三百三条 市町村長は、市町村民税の賦課徴収に必要があるものと認める場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、第二百九十四條の規定によつて市町村民税を課する者に、前年の総所得金額、所得税額等、事務所若しくは事業所又は家族敷の所在、第二百九十五條の規定に該当する事実の有無その他必要な事項を申告させることができる。

2 市町村長は、市町村民税の賦課徴収に必要があるものと認める場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、第二百九十四條第一号の者のうち前年中において俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこ

これらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)の支払を受けた者に、所得税法第六十二條第一項の規定によつて交付されるべき前年の所得に係る源泉徴収票又はその写を提出させることができる。

第三百四條中「前条第一項の規定による申告をした後に、又は同項の申告期限までに申告しなかつた場合においてははその申告期限後に、及び「前条第一項」を削る。

第三百七條第一項中「俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。))」を「給与」に改める。

第三百十條を削る。

第三百十一條の見出し中「均等割」を「個人の均等割」に改め、同条第一項及び第二項を次のように、同条を第三百十條とする。

第二百九十四條第一号又は第二号の者に対して課する均等割の標準率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に定める額とする。

市 町 村		税 率	
(一)	人口五十万以上の市	年 額	六百円
(二)	人口五十万以上五十万未満の市	年 額	四百円
(三)	(一)及び(二)の市以外の市並びに町村	年 額	二百円

2 前項の表の上欄に掲げる市町村は、それぞれ当該下欄に掲げる標準税率をこえて課する場合においては、それぞれ年につき八百円、

五百五十円及び三百円をこえて課することができる。

第三百十二條の見出し中「均等割」を「個人の均等割」に改め、同条を第

三百一十一号とし、同条の次に次の一条を加える。

(法人等の均等割の税率)
第三百一十二号 第二百九十四号第三

市 町 村		税 率
(一)	人口五十万以上の市	年額 二千四百円
(二)	人口五十万以上五十万未満の市	年額 千八百円
(三)	(一)及び(二)の市以外の市並びに町村	年額 千二百円

2 前項の表の上欄に掲げる市町村は、それぞれ当該下欄に掲げる標準税率をこえて課する場合においては、それぞれ年につき四千円、三千円及び二千円をこえて課することができない。

3 法人(法人税法第四条の法人を除く)の均等割の税率は、第三百一十一号の八第一項又は第二項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率により、法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、第三百一十一号の八第六項に規定する均等割額の算定期間の末日現在における税率による。

4 第一項又は第二項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、第二百九十四号第三号又は第四号の者が法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間中において市町村内に事務所又は事業所を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満た

号又は第四号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に定める額とする。

市 町 村		税 率
(一)	人口五十万以上の市	年額 二千四百円
(二)	人口五十万以上五十万未満の市	年額 千八百円
(三)	(一)及び(二)の市以外の市並びに町村	年額 千二百円

ないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

5 第三百一十号第三項の規定は、第一項の表を適用する場合における人口について準用する。

第三百一十三号第一項を次のように改める。

所得税額を課税標準として課する市町村民税の標準税率は、百分の十五とする。ただし、標準税率をこえて課する場合においても、百分の十八をこえることができない。

第三百一十三号第五項中「百分の七・五」を「百分の七・九」に、「百分の九」を「百分の九・五」に改める。

第三百一十五号第三号中「所得税法第二十六条第二項本文の規定によつて同条第一項に規定する」を「所得税法第二十六条第二項ただし書の規定によつて」に改める。

第三百一十八号の見出し中「市町村民税を個人の市町村民税に改め、同条中「市町村民税(法人税額を除く)」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百一十九号の見出し中「市町村民税を個人の市町村民税に改め、同条第一項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、又は第三百一十一号の八の規定によつて申告納付の方法による場合」を削る。

第三百一十九号の二の見出し中「市町村民税を個人の市町村民税」に改め、同条第一項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、「個人に係るものにあつては」及び「個人以外のものに係るものにあつては」均等割額を、それぞれを削り、同条第二項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百一十九号の三「市町村民税を個人の市町村民税」に、「第九号の二」を「第九号の四」に改める。

第三百二十号中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、「個人に對して課するものにあつては」及び「個人以外のものにあつては」課するものにあつては六月において、それぞれを削る。

第三百二十一号の見出し並びに同条第一項及び第二項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百二十一号の見出し及び同条第一項中「市町村民税」に改め、同条第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第三百二十一号の三を次のように改める。

(個人の市町村民税の特別徴収)
第三百二十一号の三 市町村は、納税義務者が当該年度の初日に属する前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日におい

て給与の支払を受けている者(以下本条において「給与所得者」という)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少いことその他特別の事情にかり特別徴収を行うことが適当でないとき認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得の給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を前項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、給与所得者が六月三十日までの間において、自ら又は当該給与所得者に係る特別徴収義務者を通じて給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をした場合においては、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得

者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することと適当でないとき認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

第三百二十一号の四第一項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に、「当該年度の初日の属する年の前年中に当該納税義務者に支払われた給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」を「前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに前条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額を合算した額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第二項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収する市町村が第一項後段の規定による通知をする場合においては、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する特別

という。に登録されたものとす

2 基準年度の土地又は家屋に對して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、當該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第二年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は當該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、當該土地又は家屋に對して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、當該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

3 一 地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情
二 市町村の廃置分合又は境界変更

5 基準年度の土地又は家屋に對して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、當該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（第二年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため、同項ただし書の規定によつて當該土地又は家屋に對して課する第二年度の固定資産税の課税標準とされた価格があ

る場合においては、當該価格とする。以下本項において同じ。）で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第三年度の固定資産税の賦課期日において前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は當該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、當該土地又は家屋に對して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、當該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 第二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第二年度の土地又は家屋」という。）に對して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、當該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第二年度の土地又は家屋に對して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、當該土地又は家屋に係る第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（第二年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため、同項ただし書の規定によつて當該土地又は家屋に對して課する第二年度の固定資産税の課税標準とされた価格があ

6 第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第三年度の土地又は家屋」という。）に對して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、當該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

第三百四十九条の三第一項中「市町村は、」を「市町村（地方自治法第五十五条第二項の市を除く。以下本項、第二項、第五項及び第七項において同じ。）は、」に改め、同条第六項中「第四百十條第一項」を「第四百十條」に改め、同条を第三百四十九条の四とし、第三百四十九条の二第一項中「前条」を「前二條」に、

「當該固定資産の価格（賦課期日現在における固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下本条において同様とする。）」を「當該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（家屋にあつては家屋課税

台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日における価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により當該価格に比準するものとされる価格をいい、償却資産にあつては償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下本条において同様とする。）」に、

「當該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格」に改め、同条第二項中「價格の三分の一」を「價格（償却資産課税台帳に登録された賦課期日における價格をいう。以下本条において同様とする。）」の三分の一に改め、同条第四項を同条第五項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加え、同条を第三百四十九条の三とする。

4 電氣に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）においてその例によるものとされる旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二條第四号に規定する電氣事業者がその電氣の供給区域内における電氣の供給の安定化を図るため、その供給区域内における異なる電力の周波数を變更してその統一を図る場合において、當該電氣事業者から電氣の供給を受けて物品の製造業を行う者、飲物の採集業を行う者その他政令で定める事業を行う者（以下本項において「物品製造業者等」という。）が當該電力の周波数の變更によりその事業の用に供する機械設備等を更新し、又は改良しなければならぬときは、

當該更新又は改良に要する費用に充てるため、當該電氣事業者が資金又は資材を提供したものであり、かつ、その更新又は改良が昭和三十六年三月三十一日までの間に行われたものである場合に限り、當該物品製造業者等の當該更新又は改良に係る機械設備等が總理府令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前條の規定にかかわらず、當該更新又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、當該更新が行われた機械設備等にあつては、前項の規定の例により算定した額とし、當該改良が行われた機械設備等の當該改良が行われた部分について同項の規定の例により算定した価格と當該機械設備等の當該改良が行われなかつた部分に係る價格との合算額とする。

第三百四十九条の次に次の一條を加える。
（償却資産に對して課する固定資産税の課税標準）
第三百四十九条の二 償却資産に對して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における當該償却資産の價格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。
第三百五十一條中「五万円」と「十万円」に改める。

第三百六十八條第一項中「當該固定資産の價格」の下に「（土地及び家屋にあつては基準年度の價格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし

書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格（以下「比準価格」と総称する。）を、償却資産にあつては賦課期日における価格をいう。以下同様とする。）を加へ、「第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の四」に改め、同条第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第三百六十九条第一項及び第三百七十七条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第三百八十一條第一項から第四項まで中「価格」を「基準年度の価格又は比準価格」に改め、同条第六項中「第三百四十九条の二」を「第三百四十九条の三」に、「第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の四」に改め、同条第八項中「仮換地等又は換地に係る」を「仮換地等、仮使用地、保留地又は換地に係る」に、「当該仮換地等又は換地の所有者」を「当該仮換地等、仮使用地、保留地又は換地の所有者」に、「当該仮換地等」を「当該仮換地等若しくは」に、「価格」を「基準年度の価格又は比準価格」に改め、「従前の土地」の下に「又は仮使用地若しくは保留地」を加える。

第三百八十三條第二項を削る。
第三百八十九條第一項各号列記以外の部分中「毎年一月一日現在における価格による評価を行った後」を「第四百九条第一項から第三項までの規定の例によつて評価を行った後」に、「第三百四十九条の二」を「第三百四十九条の三」に、同条第五項中「第四百八条第二項」を「第四百九条第一項から第三項まで」に改める。

第四百八条の見出しを（固定資産の土地調査）に改め、同条第二項及び第三項を削る。
第四百九条から第四百十三条までを次のように改める。
（固定資産の評価）

第四百九条 固定資産評価員は、前条の規定による土地調査の結果に基いて当該市町村に所在する土地又は家屋の評価をする場合においては、次の表の上欄に掲げる土地

又は家屋の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格によつて、当該土地又は家屋の評価をしなければならない。

土地又は家屋の区分		年 度		価 格	
基準年度の土地又は家屋	基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	基準年度	当該土地又は家屋の基準年度の価格	基準年度の土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格
		第二年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格		
		第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格		
		第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格		
第二年度の土地又は家屋	第二年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第二年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格	第二年度の土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格
		第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格		
		第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格		
		第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格		
第三年度の土地又は家屋	第三年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格	第三年度の土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格
		第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格		
		第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格		
		第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格		

2 固定資産評価員は、前項の規定によつて土地又は家屋の評価をする場合においては、道府県知事が第七十三条の二十一第三項の規定によつて当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知した価格があるときは、当該土地又は家屋について地目の変換、改築、損壊その他特別の事情があるため当該通知に係る価格により難い場合を除くほか、当該通知に係る価格を基に、当該土地又は家屋の評価をしなければならない。

3 固定資産評価員は、前条の規定

による土地調査の結果に基いて当該市町村に所在する償却資産の評価をする場合には、当該償却資産に係る賦課期日における価格によつて、当該償却資産の評価をしなければならない。

4 固定資産評価員は、前項の規定による評価をした場合においては、総理府令で定める様式によつて、遅滞なく、評価調書を作成し、これを市町村長に提出しなければならない。

（固定資産の価格等の決定）

第四百十条 市町村長は、前条第四項の規定する評価調書を受領した場合においては、これに基いて固定資産の価格等を毎年二月末日までに決定しなければならない。

（固定資産の価格等の登録）

第四百十一条 市町村長は、前条の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。この場合において、その登録した価格等が基準年度の土地若し

くは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため、同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格によつて決定したものであるときは、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

2 第二年度又は第三年度において基準年度の土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準に於いて基準年度の価格による場合に於いては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている基準年度の価格をもつて第二年度又は第三年度において土地課税台帳又は家屋課税台帳等に登録された価格とみなし、第三年度において基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋に対して課する固定資産税の課税標準に於いては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている当該比準価格をもつて第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された比準価格とみなす。

第四百十二条及び第四百十三条 削除

第四百十四条中「固定資産」を「償却資産」に改める。

第四百十五条第一項中「第四百十條第三項の規定によつて固定資産の

価格等を固定資産課税台帳に登録した場合においては、「を削り」、「その固定資産課税台帳」を「固定資産課税台帳」に改める。

第四百二十三条に次の二項を加える。

9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

10 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

第四百二十四条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条第一項中「選任される」を「選任され、又は市町村の設置後最初に選任される」に改める。

第四百三十二条第一項中「納付すべき固定資産税」を「納付すべき当該年度の固定資産税」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該固定資産のうち第

四百三十一条第二項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の請求をすることができない。

第四百三十六条中「価格」を「基準年度の価格又は比準価格」に改める。

第四百四十四条第一号を次のように改める。

一 自転車

原動機付自転車

総排気量が〇・〇五リットル以下のもの

又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの

年額五百円

総排気量が〇・〇五リットルをこえ、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットをこえ、〇・八キリットルをこえるもの

年額八百円

総排気量が〇・〇九リットルをこえるもの又は定格出力が〇・八キロワットをこえるもの

年額千円

その他 年額二百円

第四百四十五条第一項ただし書中「その新たに取得された日の属する月の翌月の一日」を「その新たに取得された日」に改める。

第四百四十六条に次の四項を加える。

3 市町村は、当該市町村の条例で、自転車又は荷車に当該市町村の交付する標識を附すべき旨を定めている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該自転車又は荷車の所有者に標識を交付する際、紙証徴収の方法によつて、自転車荷車税を徴収することができる。

4 市町村は、前項の規定によつて自転車荷車税を紙証徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者に当該市町村が発行する紙証をもつてその税金を払い込ませなければならぬ。この場合において、市町村は、自転車荷車税を納付する義務が発生することを証する書類に紙証をはらせ、又は紙証の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、紙証に代えることができる。

5 市町村は、納税者が紙証をはつた場合においては、紙証をはつた紙面と紙証の色彩とに於て当該市町村の印又は署名で判明にこれを消さなければならぬ。

6 第四項の紙証の取扱に關しては、当該市町村の条例で定めなければならない。

第四百五十五条第一項及び第四百六十三条第一項各号列記以外の部分

中「四銭」を「三銭」に改める。

第四百六十五条中「百十五分の十」を「百分の九」に改める。

第四百六十九条第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第四百八十六条第三項中「昭和二十七年法律第三百四十一号」及び「昭和二十五年政令第三百四十三号」を削る。

第四百九十三条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第四百九十七条第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第五百二条第一項中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第五百四十一条第一項、第五百四十三条第一項各号列記以外の部分、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項及び第五百四十五条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第五百五十七条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第五百六十五条第二項、第五百六十六条第一項及び第五百七十六条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第六百二十四条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第六百二十八条第二項、第六百二十九条第一項及び第六百四十条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を

「三銭」に改める。

第六百六十九条中「第五条第三項の規定による普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）を「市町村法定外普通税」に改める。

第六百七十五条第一項各号列記以外の部分及び第六百八十二条第一項中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第六百八十七条第三項、第六百九十条第一項及び第六百九十九条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第七百八条第一項各号列記以外の部分及び第七百五十五条第一項中「六月以下の懲役又は」を削る。

第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項及び第七百三十二条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第七百三十四条第三項中「法人」を「法人等」に、「第三百三十一条第一項中「六百元又は二千四百円」とあるのは、それぞれ「七百元」又は「三千円」と、同条第二項中「八百円」又は「四千円」とあるのは、それぞれ「九百元」又は「四千六百円」と、を「第三百三十一条第一項中「六百元」とあるのは「七百元」と、同条第二項中「八百円」とあるのは「九百元」と、第三百三十二条第一項中「二千四百円」とあるのは「三千円」と、同条第二項中「四千円」とあるのは「四千六百円」と、に、「第三百三十三条第一項及び第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十」と、を「第三百三十三条第一項及び第二項中「百分の十・五」又は「百

[illegible]

条第一項、第二百七十一條第一項、
 第二百九十六條第一項、第二百四十四
 條第一項、第二百四十九條第一項、
 第二百五十七條第一項、第二百七
 十七條第二項、第二百八十八條第一
 項、第二百八十九條第一項、第三

条第一項、第二百七十一條第一項、
 第二百九十六條第一項、第二百四十四
 條第一項、第二百四十九條第一項、
 第二百五十七條第一項、第二百七
 十七條第二項、第二百八十八條第一
 項、第二百八十九條第一項、第三
 百二十一條の二第二項、第三百二
 十七條第一項、第三百三十五條第

一項、第三百六十八條第二項、第三百六十九條第一項、第三百七十七條第一項、第四百五十五條第一項、第四百六十三條第一項、第四百六十九條第一項、第四百九十七條第二項、第五百零四條第一項、第五百十三條第一項、第五百三十四條第二項、第五百三十五條第一項、第五百四十五條第一項、第五百六十五條第二項、第五百六十六條第一項、第五百七十六條第一項、第六百二十八條第二項、第六百二十九條第一項、第六百四十條第一項、第六百八十七條第二項、第六百九十條第一項、第六百九十九條第一項、第七百一十二條第二

項、第七百二十三條第一項及び第七百三十二條第一項の規定は、この法律の施行後に納付し、納入し、又は徴収する延滞金額又は延滞金額を二倍に上乗せする。

だし、当該延滞金額又は延滞加算

25 この法律の施行前に納付又は納入の告知をした延滞金額又は延滞加算金額については、当該告知の日において前項の規定により徴収すべき金額につき当該告知をしたものとみなす。

おける道府県分算費の単位費用を増額する必要があるほか、単位費用積算の基礎において職員配置を想定して算定するものについては、共済組合負担率の改訂により、国庫補助負担金を伴うものについては昭和三十年年度の国庫予算案による補助負担率の改訂により算定の基礎に変動が生じて参りますので、これらの諸点について算定がえを行ひ、単位費用に改訂を加えたのであります。

その二は、経費の種類及び測定単位につき、特別都市計画法の廃止に伴い、道府県分、市町村分とも経費の種類から戦災復興費を削除し、これに伴い市町村分については都市計画費の測定単位に土地整理事業の施行地区の面積を新設することとしたほか、従来、道府県分については水陸行政費、市町村分については産業経済費に算入されていた漁港に関する経費を港費に算入することとするため、港費にかかる測定単位の数値には港費の数値をも含むものとし、その合理化をはかったことであります。

その三は、態容補正係数の算定に用いる種地の区分を十種地から二十種地に増加させることとし、種地を異にする市町村相互間における基準財政需要額の変動を緩和することとしたこととであります。

第二は、基準財政収入額に関する事項であります。基準財政収入額の算定は逐次合理化されておりますが、これをさらに推進するとともに、地方税制の改正にも照応し、固定資産税等種類の税目における基準税額の算定の基礎を改正するほか、道府県民税中法人税制、法人に対する事業税及び市町村

民税中法人税制の基準税額の算定について、当分の間、前年度における算定過小または算定過大と認められる額をその翌年度において精算することとしたのであります。

第三は、交付税の種類ごとの総額に関する事項であります。現行制度におきましては、各地方団体について算定した基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額の合算額が地方交付税の総額の九二%である普通交付税の総額をこえるときは、総額の二%を限度として、当該こえる額は、特別交付税の総額から減額してこれに充てることとされておるのであります。この制度は、昨年度における実施の結果から見ても、また、本年度以降においては、都道府県警察の平年度化、奄美群島復帰善後処理費の廃止等に伴い特別交付税において措置すべき経費が増加してくることを考慮しても、交付税の算定を技術的に著しく困難にし、特別交付税そのものに十分な機能を發揮せしめるためには、交付税の総額の八%程度の額は、これを確保する必要がありますと考へられますので、今回この制度を廃止し、特別交付税の総額は、交付税の総額の八%に相当する額に一定することとしたのであります。

第四は、たばこ専売特別地方配付金に関する事項であります。地方財政の現況にかんがみ、地方財源の充実をはかるため、明年度からたばこ消費税の税率を引き上げる案につきましては、別途地方税法の一部を改正する法律案を提出いたし御審議をわすらわしては、暫定的に、本年度におきましては、暫定的に、これにかえて、たばこ専売益金のうち三十億円を交付税の

総額に加え、交付税法で定める方法により、たばこ専売特別地方配付金として、各地方団体に配付することとしてゐるのであります。このため、この法律案の附則において、昭和三十年年度に限り、日本専売公社より交付税及び譲与税配付金特別会計へ納付されることとなつた三十億円については、これをたばこ専売特別地方配付金として配付する旨を定めるとともに、本年度分の普通交付税の総額は、この三十億円を加えた総額すなわち一千四百十八億円の九二%の額とし、特別交付税の総額は、一千四百十八億円の八%の額から、たばこ専売特別地方配付金に相当する三十億円を控除した額とするものととし、たばこ専売特別地方配付金は、特別交付税の交付の例により配付することとしてゐるのであります。これにより、本年度分の普通交付税の総額は、一千四百十八億円の九二%、特別交付税の総額は、一千四百十八億円の八%から三十億円を控除した額となり、別途、たばこ専売特別地方配付金が特別交付税の交付方法と全く同一の方法により配付されることとなるわけでありまして、その配分の実質は、交付税の総額が三十億円増加した場合と全く一致することとなるわけでありま

す。

以上がこの法律案の内容の概略でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことを希望するものであります。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。昨年第十九回国会におきまして、地方制度調査会並びに税制調査会の答申の趣旨に沿つて地方税制の大改正を行

ひ、これによりまして、地方税制は一応の安定を得たものと認められますので、現政府としましては、現行地方税制についてさらに大幅の修正を加へることは考えていないのであります。従いまして、今回は、その後の国民負担の現況、改正法実施の状況等より勘案したところによりまして、若干の改正を行うにとどめてゐるのであります。

今回の改正の骨子となる考え方は、第一には、租税負担の均衡化をはかることとあります。負担の均衡化につきましては税制上常に留意すべきことでありまして、個人事業税の基礎控除額を引き上げることとしたし、また、たばこ、自動車税におきまして、揮発油を燃料とする自動車と軽油を燃料とする自動車との間の税率の均衡化をはかるなどのことをいたしてゐるのであります。

第二は、税務行政の簡素合理化を期することとあります。昨年の改正によりまして、事業税その他の税目につきまして相当徹底した措置がはかられたのでありましたが、なお改正法実施後の経過にかんがみまして、今回さらに若干の改正を行うことによつて、従来やまやまれば税務行政が複雑なるがゆゑに、住民の納税意欲をそこなつたような傾向のありました点を是正したいと考へたのであります。

固定資産税の対象となる土地、家屋についての評価を、おおむね三年ごとに行ふものとするほか、不動産取得税について免税点を新たに設置し、償却資産に対する固定資産税の免税点を引き上げるなどの措置をいたしてゐるのであります。

第三は、国税の減税による地方税の

減収を可及的に避けることとあります。地方財政はきわめて窮乏した状態に置かれてゐますので、国税額を課税標準とする道府県民税や市町村民税については、減税後の国税額を課税標準とするものから、税率を調整することとしたしてゐるのであります。

右のような考え方のもとに今回改正を行つてゐるのであります。次にその具体的な内容について御説明申し上げます。

改正事項の第一は総則に関する事項であります。

その一は、最近非常に進捗してあります。市町村合併に伴う措置についてであります。合併に伴い、合併関係市町村の課税権がどのように承継されているかについて原則的な規定を設け、合併の時を境として、新市町村は旧市町村の課税権を承継するものとすし、これによつて町村合併に際して生ずる課税上の紛議を避けようとしたものであります。

その二は、地方税の納付または納入の委託の制度を設けたこととあります。納税者または特別徴収義務者が地方税等の納付または納入を委託するためには、先日付小切手等地方団体の長が定める有価証券を提出した場合に、徴収吏員は、その委託を受け、有価証券が現金化されるときに納税者または特別徴収義務者にかつて納付または納入の手續を行ふことができるよう規定して、納税の便宜、合理化をはかったのであります。

その三は、延滞金、延滞加算金及び還付加算金の額を計算する場合の率についてであります。これらのものは利子的な性格を持つものであり、か

つ、現在の一般金利水準から見ました場合に現行の日歩四銭の率はいささか高きに失するきらいがあると考えられますので、同額における改正と歩調を合せてこれを日歩三銭に改めることとしたものであります。

その四は、過納または誤納の税金を納税者に還付する場合においては、その過納または誤納の原因が納税者の責任であるときには、現在その還付金について還付算金をつけないこととしたのであります。その原因がどのようなものでありまして、地方団体に納付または納入された税金を還付する場合に、常に還付算金をつけることとし、国税の場合とその取扱いを一にいたしたのであります。

その五は罰則についてであります。この点に關しましては、昨年第九回国会における議論にもかんがみ、検査拒否、虚偽申告等の秩序犯に対する罰則の合理化をはかったものであります。

改正事項の第二は、道府県民税中法人税の税率の改正に関する事項であります。先般提案されました法人税法の一部を改正する法律案におきましては、法人税の税率は従来の百分の四十二から百分の四十に軽減するものとされておりますので、法人税の額を従前通り据え置くために法人税の税率の引き上げに相当する率だけ税率の引き上げを行うこととしたのであります。

改正事項の第三は事業税に関するものであります。その一は法人の事業税についてであります。まず損害保険事業の課税標準

を収入金額に改めたこととあります。損害保険事業にありましては、その事業の性質上、所得の相当部分を資産の運用による利益に求めているのであります。従って、法人税にあっては配当所得を益金に算入しないこととして、課税標準とする事業税の課税は、損害保険事業については必ずしも適正を得ていないのであります。そこで所得と収入金額の二方式を定める法人事業税の課税標準について、損害保険事業に對しましては、生命保険事業に準じ、収入金額方式をとることとしたのであります。

次に、現在各種協同組合等について、その法定準備金の額が出資総額の四分の一の額に達しないものは、配当金額のみを事業税の課税標準としていたものであります。このような各種協同組合等の範囲を法人税の取扱いに準じて、積立金の額が出資総額の四分の一の額に達しないものと改めました。

また、昨年の改正においては年所得五十万円以下の部分については百分の十の軽減税率が適用されている点について、その後の実施の状況をみると、大法人特に分割法人の場合には納税手続が煩雑であるとの意見もあつたので、今回「三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行っている資本金五百万円以上の法人」については軽減税率を適用しないものとして、納税手続の簡素化をはかりました。

ほか、申告書についての法人の代表者等の自署押印の制度は、本店所在地の道府県に対する分のみに止めることとして、申告手続の簡素化をはかつてい

その二は個人の事業税についてであります。昨年税率を従来の三分の二程度に引き下げるとともに基礎控除額を七万円とし、大幅の負担軽減の措置が行われたのであります。今回さらに中小個人事業者の税負担を軽減するため基礎控除額の引き上げを行うことといたしたのであります。しかしながら、これによる収入の減少は相当額に上り、現在の窮迫せる地方財政にとりては莫大の負担となりますので、とりあえず昭和三十一年度千円、昭和三十一年度以降千二百円としたのであります。なお、これによる減税額は昭和三十一年度三十二億円、昭和三十一年度五十億円、平成六十億に上るのであります。

改正事項の第四は、不動産取得税に關するものであります。

税務行政の簡素化をはかる見地から、新たに免税点制度を設けることとした。また、最近におけるビル建築の事情から、その主体構造部の取得者と造作その他の附帯設備の取得者が異なる場合があるため、このような場合には主体構造部の取得者とその家屋の取得者と推定して不動産取得税を課することができるとし、もって課税上の取扱いを明確にいたそうとするのであります。

改正事項の第五は自動車税に關するものであります。

軽油を燃料とする自動車は、揮発油税を負担しないことと道路の損傷度が高いことから、その税率を揮発油を燃料とする自動車の五割増に定められていたものであります。しかるに、地方道路の創設に伴い、揮発油に對する租税負担が増額され、軽油自動車と揮

発油自動車との間における租税負担の不均衡がさらに拡大されることになり、ますので、軽油自動車の税率を揮発油自動車のその、昭和三十一年度においては七割五分増、昭和三十一年度以降においては十割増としたのであります。その結果、トラックのうち營業用のものについては、現行二万一千円が昭和三十一年度二万四千五百円、昭和三十一年以降二万八千円となるのであります。

改正事項の第六は市町村民税に關するものであります。

その一は、税率の調整をはかることとあります。すなわち個人の市町村民税の所得割のうち所得税額を課税標準とするいわゆる第一方式による場合に、昭和三十一年度から従来の課税限度額に關する規定を改め、新たに税率の定めを設けようとしたのであります。今般所得税の一部を改正する法律案にありまして、本年より所得税の軽減がはかられるのであります。

が、これに伴い所得税額を課税標準とする個人所得割の負担を従来程度に据え置くとともに、その税率を明らかにし、現行の課税限度額の規定を除くことにより、高所得者と低所得者との間の負担の均衡をはかることとして、道府県民税において御説明申し上げましたのと趣旨により税率の改訂を行うものであります。

その二は、法人の均等割は、法人税割とあわせて申告納付の方法によつて徴収するものとすることとあります。

その三は、給与所得者に対する市町村民税の特別徴収の方法について合理化をはかったこととあります。従来

は、市町村がその条例で特別の定めを設けた場合に限って、給与所得者の給与所得にかかる所得割及び均等割のみを、特別徴収の方法によつて徴収することができるとされてきたのであります。が、徴税の合理化と納税の円滑化をはかるため、特別徴収の方法を不適当とするような場合を除いては、原則として特別徴収の方法によつて徴収するものとする。市町村がその条例をもつて定めれば、納税者からの反対の申し立てがない限り、給与所得者の給与以外の所得にかかる所得割についても、特別徴収の方法によつて徴収することができるとしたのであります。

改正事項の第七は、固定資産税に關するものであります。

その一は、固定資産のうち土地及び家屋の評価は、おおむね三年度ごとに行うものとし、原則としてその間はその価格を据え置くものとすることとあります。固定資産の評価は、従来毎年一月一日における時価によつて行われるとされてきたのであります。が、物価もほぼ安定した最近の経済事情のもとにおいては、土地及び家屋について毎年あらためて繰り返し評価することとは、納税者に対し、不必要にその租税負担について不安定な感じを与えるのみならず、徴税上も多大の手数要を要する結果となつてしまふおそれがあるものであります。このような事情のもとにおいては、土地及び家屋については、法定の基準年度において評価した価格を、原則として三年度間据え置くものとすることによつて、税務行政の簡素化と合理化を期することが妥当であると

考えられるのであります。従いまして、

今回の改正においては昭和三十一年度、昭和三十三年度及び昭和三十三年以降順次三年度ずつ経過することの年度を基準年度とし、この基準年度の土地及び家屋の価格を第二年度または第三年度においても据え置くものとするとともに、地目の変換、市町村の廃置分合等特別の事情のあるもの及び第二年度または第三年度において新たに固定資産税を課することとなるものについては、基準年度の価格に比準する価格によって評価するものとしたのでありまして、これによって固定資産税の課税は著しく安定し、かつ、合理化されることとなったものと考えられるのであります。

その二は、償却資産に対する固定資産税の免税点を昭和三十一年度から現行の五万円を十万円に引き上げ、課税事務の合理化をはかることとあります。

その三は、大規模の償却資産に対して市町村が課することのできる課税限度額について、所在市町村の収入の増減を緩和するため、一定の年度間に限り、所要の措置を講ずることとしたこととあります。現行の規定においては、大規模の償却資産の所在する市町村は、その前年度の基準財政収入額が基準財政需要額の一・二倍に達しないものについては、基準財政需要額の一・二倍の額に達することとなるまで、その課税限度額を引き上げて課税することができるとされているのであり、特に昭和三十一年度におきましては基準財政需要額の一・三倍の額まで保障することにより所在市町村の収入の増減を緩和するよう考慮されているのでありますが、なお、その額が、

昭和二十九年年度の基準財政収入額の九割の額に達しない場合においては、その程度まで課税限度額を引き上げてその収入額を保障するものとし、以後三十一年度、三十二年度についてもこの割合を順次減額しながら同様の趣旨の措置をとることとしたのであります。

また、このような激変緩和の措置を講ずることとなったのに伴い、町村合併促進法の規定によって合併した市町村についても、その合併によって課税限度額が従来より引き下げられないよう必要な措置を講ずることとしたのであります。

改正事項の第八は自転車荷車税に関するものであります。

その一は、原動機付自転車の標準税率を調整したこととあります。本年四月一日から道路運送車両法の一部が改正され、従来軽自動車として自動車税を課されていたもののうち一部が原動機付自転車となることとなりましたが、これらのものについて従来の標準税率五百円をそのまま適用することは他のものとの間に負担の均衡を失ふることとなりますので、その税率区分の調整をはかったものであります。

その二は、徴収の方法について証紙徴収の方法によることのできるものとしたことであります。すなわち、自転車または荷車の所有者は、市町村の条例の定めるところによって、その自転車または荷車に一定の標識をつけるものとした場合においては、その標識を交付する際、証紙徴収の方法によることのできるものとしたのであります。

改正事項の第九は、たばこ消費税に関するものであります。その税率を昭和三十一年度分から引き上げたこと

であります。すなわち、道府県については現行の百十五分の五を百分の六とし、市町村については現行の百十五分の十を百分の九としたのであります。この増率による増収は、道府県分三十九億円、市町村分八億円の見込みであります。

以上、今回の地方税法の一部を改正する法律案につき内容の概略を御説明申し上げたのでありますが、これらのほか、規定の整備をはかる意味合いから若干の条文の整理改正をいたしてありますのであります。これらの改正によりまして本年度におきましては、改正前に比し二十九億円を減することとなるのであります。若干の自然増収に属するものもありませんので、前年度に比し、五十億円を増し、地方税収入額は三千六百一十一億円となる見込みであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに本法案の成立を見ますようお願いする次第であります。

○大矢委員長 続いて両案に対する改正細目について説明を願いますが、まず奥野事務部長から、地方税法の改正について説明を願います。

○奥野政府委員 「地方税法改正事項細目」というのを配りしておきましたけれども、それに従って説明させていただきます。三十数ページにわたるガリ版刷りのものでございまして、改正事項を大体全部網羅しているつもりであります。簡単な点は朗読するだけにとどめさせていただきます。

一は、廃置分合または境界変更があった場合において旧地方団体に属した地域にかかる課税権は原則として新地方団体が承継するものとする。

従いまして、また旧地方団体がきめておりました条例や規則なども、新地方団体が条例で特別の定めをいたしたくない限りは、なおその条例が生きていくというふうなことにいたそうと考えているのであります。

二番目は、納税者または特別徴収義務者が地方団体の徴収金の納付または納入を委託するため、地方団体の長が定める有価証券を提供した場合においては、徴税吏員は、納付または納入の委託を受けることができるものとすること。納税者が先付の小切手等を提供いたしました場合にも、それをもって徴税吏員が納税の管理を引き受け、先付の小切手が現金化されました場合に、税金の納付があったものとみなすこととするのであります。昨年国税につきましてこのような措置がとられたわけでありまして、地方税につきましても若干の団体で行なっているわけでありまして、はっきりした姿のものと置き直したいというふうに考えているのであります。

三は、延滞金額及び延滞加算金額を計算する場合の率を日歩三銭に引き下げることに伴い、還付加算金額を計算する場合の率を日歩三銭に引き下げ、過納または誤納の原因が納税者等の責に帰すべき事由による場合であつても、これをつけるものとする。現在、納税過ぎであったのが、納税者の計算違い等の事由によりまして場合には、還付加算金をつけないのであります。しかしながら、還付加算金は元来利子の性格を有するものでありますので、受け取る際にその点はよくたすべきであつたとも考えられますので、常に府県や市町村から、利子をつけて

返すようにしたいのであります。四番目は、公示送達の場合における、みなす送達の期間を、国税の取扱いに準じ、公告の初日から七日に改めること。納税者の住所がわからなかつたり、あるいはまた徴税令書の受け取りをこぼらざりたしました場合には、要旨を公告いたします。そういったこと、現在のところでは十四日を終た日に送達があつたとみなされるのでありますけれども、国税の方は七日になつていましてあります。事務の便宜から考えますと、できる限り国税に合せた方がよろしいわけでございますので、このように改正したいのであります。

道府県民税につきましてその一は非課税の範囲に社会保険診療報酬支払基金を加え、昭和三十一年度分の道府県民税から適用するものとする。公益法人の追加であります。

二番目は、市町村の廃置分合または境界変更があつた場合においては、旧市町村にかかる配賦額、税率等を新市町村が承継するものとする等規定の整備をはかること。この点につきましては、昨年北山さんから大へん熱心な御意見がございました。合併が行なわれるような場合には、道府県民税が不均一になるのではないかとということでございます。そこでこのたびの改正に当りまして、旧市町村の地域ごとに配賦された道府県民税を計算すればどれくらいになるか、この額を旧市町村の地域ごとの所得割の額で押えまして、旧市町村の地域ごとの道府県民税の税率を算定することができるよう

にいたしたのであります。そうすることによりまして、市町村民税の所得割は均一課税が行われるけれども、道府県民税の所得割は実質的には均一課税になるわけでありまして、

三は、法人税割について、減税後の法人税額を課税標準として、なお、おむね従前通りの額を維持できるようにするため、法人税の税率の引き下げに伴い、その標準税率を百分の五・三制限税率を百分の六・三に改めること。全く同じ額を維持できるようにしたいのであります。税率の端数を四捨五入いたしております関係上、数千万円の増収ということになって参ります。

四は、法人税割の中間申告額が確定申告額をこえる場合においては、当該こえる金額を還付し、または未納の地方団体の徴収金に充当する旨規定の整備をはかること。法人事業税については、すでにこの種の規定を置いておるわけでございますが、今回道府県民税さらには市町村民税の法人割にも及ぼしていきたいと考えております。

事業税につきましては、一が、調整組合及び調整組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会の収益事業から生じた所得以外の所得に対しては事業税を課することができないものとする。これも法定法人の追加であります。

二が、損害保険事業に対しては、生命保険事業に準じ、収入金額を課税標準として課するものとし、収入金額は次に掲げる損害保険の種類ごとに正味収入保険料の一定割合とすること。大

臣から説明がありましたような理由で、所得を課税標準にいたしません。収入金額を課税標準にしようと考えておるのであります。その場合に、たとえば預金に對しましては税を課すべきではありませんように、収入保険料でありまして、それを損害事故がありましては、そのまま保険金として返していきまます部分についてまで税を課することは、適当でないと考えられるのであります。このような準保険料、要するに返されまます保険金に相当する額、これを控除した保険料を付加保険料と呼んでおるのであります。この付加保険料に相当いたします収入金額、これを課税標準にしたいと考えております。そういう意味で船舶保険にありましては正味収入保険料の百分の二十、運送保険及び積荷保険にありましては正味収入保険料の百分の二十五、その他の損害保険——火災保険でありまますとか傷害保険でありまますとかいうようなものであります。が、こういうものにつきましては正味収入保険料の百分の三十五というふうにいたしましたのであります。

三は、清算中の法人が継続し、または合併により消滅した場合においては、解散の日から継続または合併の日までの期間にかかる事業税は、請求中に予納すべきであった事業税をもつて確定するものとし、必要な規定の整備をはかること。

四は事業税の課税標準額を配当金額にとどめている各種協同組合等の範囲を、法人税の取扱いに準じ、積立金額が出資総額四分の一の額に達しないものとする。課税標準額の算定を明確にすること。基礎のまだ固ま

いない各種の協同組合につきましては、課税上負担を軽減するという措置が定められておるわけでありまます。法人税につきましても同様な規定がございまして、その範囲が法人税と事業税との間で食い違いが生じておるのであります。事業税の場合には法定準備金の額だけで判定することになっております。しかし基礎が固まっておりますかというのを判定するのに法定準備金の額だけでいたしましては、税を欠くように思ひますので、法人税に合せまして積立金額を基礎に使用いたし、こう考えております。

五は、鉱物の掘採事業と精練事業とを一貫して行う者の事業税の課税標準となる所得は、これらの事業を通じて算定した所得をこれらの事業の生産品について収入すべき金額を基礎とし按分して求めるものとする。掘採事業につきましては別途鉱産税が課されておりますので、掘採部門につきましては事業税を課さないことにしております。しかし一貫してこれらの事業を行なっておりますものの所得は、やはり一貫して通じて算定されるわけでありまます。従いましてその所得のうち掘採部門に属するものが幾らであるかということ計算しなければならなりません。それを現在では総益金に按分しておりますが、たまたま固定資産の売却代金等が入つてきた場合には、不当に掘採部門の所得が多く算定されることにもなりますので、こういふようなものを除いて按分していきたい。そういう意味で生産品について収入すべき金額を按分の基礎に使用したのであります。

六は、個人の事業税の基礎控除の額は、昭和三十年年度分年十万円、昭和三十一年度分年十二万円とすること。大

は、昭和三十年年度分年十万円、昭和三十一年度分年十二万円とすること。大

は、昭和三十年年度分年十万円、昭和三十一年度分年十二万円とすること。大

は、昭和三十年年度分年十万円、昭和三十一年度分年十二万円とすること。大

は、昭和三十年年度分年十万円、昭和三十一年度分年十二万円とすること。大

の引き下げが行われた結果になります。税負担としては一万円だけ下つたわけでありまます。ところが多くの府県に事務所、事業所を持つております法人にありましては、まず五十万円部分を関係府県に分割いたしまして、それ以外の部分の税率を適用して、五十万円までの部分についての税額を算定するわけでありまます。さらに五十万円をこえる部分を関係府県に分割いたしまして、それ以外の部分の税率を適用して、五十万円をこえる部分の税額を算定するのであります。これらの両方の税額を合算してそれぞれの関係府県に納付するのであります。結果的に事務が非常に繁雑になってしまひま

は、昭和三十年年度分年十万円、昭和三十一年度分年十二万円とすること。大

は、昭和三十年年度分年十万円、昭和三十一年度分年十二万円とすること。大

は、昭和三十年年度分年十万円、昭和三十一年度分年十二万円とすること。大

る法人の代表者等の自署押印の義務は、二以上の道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人が提出する申告書等において、主たる事務所または事業所所在地の道府県知事に提出するものに限り、適用するものとすること。昭和二十五年のシャウプ勧告に基づき、昭和二十五年のシャウプ勧告に基づき、税制改正以後、税の申告書につきましては法人の代表者等が自署押印するということにされたわけであり、しかしながらその手続が煩瑣であり、業界の方からは自署押印の制度をやめまして記名捺印にしてくれないだろうか、こういう意見があるのもであります。しかしながらこの制度にも意味がございますし、また国税についても同様な方針がとられておりますので、全廃にはいたしません、本店所在地の道府県分についてはやはり従来通り自署押印の制度をとるが、その他の部分は記名捺印でよろしい、こういうふうに簡素化したのであります。

十一、法人の事業税の課税標準となる所得等が法人税において確定された所得等を基準として算定した額と異なるときは、当該額によって更正し、または決定することができるよう規定の整備をはかること。すでに法人税につきましても、たまたま書き違いが法人事業税についてそのまま申告される、こういう場合には直せるようにしておきたいという趣旨の改正であります。

十二、二以上の道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人が前事業年度の確定税額を基準として予定申告を行う際、現事業年度開始の日から六月間における関係道府県ごとに分割すべき基準の数値が前事業年度のそれに比して著しく異なるときは、現事業年度の税額によって分割することができるとすること。予定申告の際には前事業年度の状況で分割してしまいうわけであり、従いまして工場を閉鎖した府県に對しては、予定申告納税をすることになつてしまふわけであり、そういう場合には現在の状況を基礎として分割してもよろしいというふうに改正したのであります。

十三、清算所得にかかる分割基準の数値は、従業者の数及び事務所または事業所の数による場合であっても、解散の日または被合併法人の合併の日現在における事業年度に属する各月の末日現在における数値をそれぞれ合計した数値によるものと、規定の整備をはかること。

十四、主たる事務所または事業所所在地の道府県知事に對する申告または修正申告と関係道府県知事に對する申告または修正申告と異なるときは、または申告がないときは、主たる事務所所在地の道府県知事が更正し、または決定することができるとすること。

十五、個人の事業税について所得税の控除失格者が税務官署に申告した場合には、道府県知事が調査により事業の所得を決定できるものとすること。

場合だけに課税をするわけであり、改築の範囲につきましては、現行法では主要構造部の一層以上について過半の更新、半数以上の更新が行われた場合だけに書いてあるものであります。大きなビルディングになつて参りますと、階段など階段の半分以上を更新するというようなことはないのでありますけれども、しかしその規模は非常に大きなものであります。そうしますと、小さい家屋についての改築との間にバランスを失ふことになり、過半の更新という言葉は改めまして、資本金の支出と認められる更新については改築と見るようにしたい、かように考えるわけであり、

二、家屋が建築された場合において当該家屋の主体構造部の取得者と附帯設備に属する部分の取得者とが異なるときは、主体構造部の取得者が付帯設備に属する部分をもあわせて取得したものとみなし、これに對して不動産取得税を課することができるとすること。この場合において、主体構造部の取得者が付帯設備に属する部分の取得者と協議の上付帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときはその部分の価額に基いて付帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものと、主体構造部の取得者に課した不動産取得税から付帯設備の取得者に課した不動産取得税に相当する額を減額するものとすること。最近の大きなビルディングの建築を見て参りますと、最初から使用者をきめておきまして、主体構造部までは建築主が行うのでありますけれども、あとのかたとはいはば間仕切りをいたしますとかあるいは電気器具の取り付け

あるいは冷暖房の装置をいたしますとか、そういうことは全部使用者にやらせる場合が多いのであります。そういたしますと、どの部分までが主体構造部の取得者の所有であり、どの部分までが使用者の所有であるかわからないのであります。しかも評価はやはり一戸の家屋として評価すべきものであらうと思ひます。そういう意味で一戸の家屋として評価して、主体構造部の取得者を全体の所有者と推定して不動産取得税を課するようにいたしたいのであります。しかし、主体構造部の取得者が使用者と協議いたしまして、使用者の所有に属するものがこれだという申し出をしてきた場合に、

は、その部分については使用者に不動産取得税を課する半面、主体構造部の取得者に課した部分からは、それだけを減額するものとするようにしたいと考えております。

三、市町村職員共済組合法、水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法による組合が病院及び診療所の用に供するものとして取得した不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができないものとすること。農業協同組合等につきましてこの規定を設けておりますので、均衡上やはり追加いたしたいのであります。

四、住宅組合法による住宅組合の組合員が住宅組合から譲渡を受ける場合の不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができないものとすること。住宅組合法による住宅組合が住宅を建てた場合には、不動産取得税を課していただきます。そのかわり組合員が取得します場合には課さないことにするわけであり、もちろん住宅組合が建てた場合にも、住宅でありますので百万円の基礎控除等が適用になるわけであり、

五、免税点を定めるものとし、その額を土地の取得にあつては一万円、家屋の取得のうち建築にかかるものにあつては一戸につき十万円、その他のものにあつては一戸につき五万円とすること。家屋につきましては、別途市町村で固定資産税を課して参りました。しかし、家屋であり、畜舎であり、また、あるいは農具の収納舎のようなどのものであります、特に他の家屋との間の均衡を失ふという程度のものでない以上は家屋と見ないで、同時に固定資産税を課さないのがよろしいのではないかと、こういうような考え方をもちて指導しているわけであり、

と、ところが不動産取得税を課していくというところになり、家屋が建築されたから不動産取得税が課されるのであります、そうすると自然市町村でも固定資産税を課して参るようになります。そういうことはできる限り避けたいと考えますので、建築の場合には免税点を十万円まで引き上げていただきたいと考えたのであります。従いまして古い家屋であり、中をとりますと二分の一の五万円に免税点を定めたい。土地についてはそういう問題はないのであります。

五、娯樂施設利用税につきましては、学校の教員の引率により、学校における教育に資するため、学生、生徒または児童がスクール場の施設を利用する場合においては、当該利用に對しては、娯樂施設利用税を課すること

五、娯樂施設利用税につきましては、学校の教員の引率により、学校における教育に資するため、学生、生徒または児童がスクール場の施設を利用する場合においては、当該利用に對しては、娯樂施設利用税を課すること

五、娯樂施設利用税につきましては、学校の教員の引率により、学校における教育に資するため、学生、生徒または児童がスクール場の施設を利用する場合においては、当該利用に對しては、娯樂施設利用税を課すること

ができないうものとし、昭和三十年十月一日から適用するものとする。スケット場を利用しての運動競技が漸次盛んになってきておりますので、そういう意味の利用につきましては課税をしないことが望ましいと思われまゝので、この程度の特例課税の規定を追加したいのであります。

六、自動車税 一、地方道路税の創設による揮発油にかかる租税負担の増額に伴い、揮発油を燃料とする自動車以外の自動車に対して課する自動車税の標準税率を次の通り引き上げるものと。揮発油税と地方道路税の負担を合せますと、揮発油の負担が、七月一日以降一キロリットルについて一万三千円でありまゝものが一五〇程度引き上げられまゝ、一万五千円になるわけでありまゝ。その結果、たとえばトラックで申しますと、揮発油税の負担が現在で十万円から十五万円程度しておるわけでありまゝ。それが一五〇程度引き上げられまゝと、一万五千円から二万円程度さらに揮発油関係の税負担が多くなつてくるわけでありまゝ。そこで揮発油税を負担しております軽油を使つてゐる自動車の税率を若干引き上げることによつて、軽油には何ら税が課されてゐない、それと揮発油との関係の租税負担の不均衡を是正したい、かように考へてゐるわけなのであります。こういう事情もございまして、昨年すでに軽油を使用しております自動車の税率は、揮発油を使用しております自動車の税率の五割増しになつております。五割増しになつております税率を今年度は七割五分増しに、来年度以降は十割増しにいたしたい、かように考へてゐるわけでありまゝ。

二、自動車税を完納した場合における完納証書の制度は、軽自動車にかかるとを除き廃止するものとする。

七、狩猟者税 納税義務者で千八百円の税率を適用されるものうち、「所得税を納付する義務を有しない者」の範囲を明確にするため「所得について所得税法第九条に規定する総所得金額が同法第十一条の三から第十二条までに規定する控除額の合計額に満たない者」に改めること。現在狩猟者税の税率は、所得税を納付する義務を有しない者は千八百円でありまゝ、納付する義務を有する者は二倍の三千六百円でありまゝ。ところが外国人等でありまゝと、実質的には所得はあるわけでありまゝけれども、所得税の納付の義務を持っていない者が多いのであります。そういう者にはやはり三千六百円の税率を負担してもらつた方がよろしいのではないかと考へられますので、そういう意味でこのように規定を整備したいのであります。要するに、基礎控除額、扶養控除額その他の諸控除額の合計額に満たない者だけ、これは実質的にも所得税を納付する義務はありまゝ。それから、低い方の税率を使いませう。その他の方は高い方の税率を使うという趣旨であります。

八、市町村民税につきまゝしては、一、扶養親族の範囲をその総所得金額四万円（昭和三十年年度に限り三万八千八百円）（現行 三万五千円）以下のもので、前年において適用されるべき所得税法における扶養親族の範囲と一致させるものとする。

二、非課税の範囲に社会保険診療報酬支払基金を加え、昭和三十一年度分の市町村民税から適用するものとする。

三、納税義務者の課税標準額、事務所等の所在等についての申告義務は廃止し、市町村長は当該市町村の条例の定めるところにより賦課徴収上必要であると認める場合に限り必要な事項を申告させることができるものとし、昭和三十一年度分の市町村民税から適用するものとする。何でもかんでも申告を建前とするやり方は改めたいと考へてゐるわけでありまゝ。どうして必要なものについてだけ申告を徴するようになつたのであります。

四、所得税額を課税標準額として課する所得額について、課税限度額の規定（現行 課税総所得金額の百分の七・五）を改め、減税後の所得税額を課税標準額として、なお、おおむね従前通りの額を維持できるようにするため、昭和三十一年度分から標準税率を百分の十五、制限税率を百分の十八とするものと。昭和二十七年までは標準税率、制限税率の規定があつたのであります。昭和二十八年から第二方式、第三方式の場合と同じような課税制限額の規定でよろしいのではないかと考へます。しかし、切にかたわつたわけでありまゝ。しかしその後の状況を考へまゝして、所得税額が減税された結果、この減税後の所得税額を課税標準額として課します市町村民税の所得額は、どうしても率を引き上げないと減税になつていきますので、この機会にまたものように標準税率、制限税率の規定を復活したいと考へております。といひますのは、漸次高所得者がふえて参りまゝして、高所得者につつましては、所得税の税率が果進になつています結果、課税総所得金額の百分の七・五にひつかつて、税率そのものを引き下げなければならぬという結果を生じて参るのであります。所得税額を課税標準額にして比例税率を使いながら高所得者について税率を引き下げるというやうな形になつて参りますことが、住民の負担均等感に悪い影響を及ぼしてゐるからいもございまして、このように改めたいのであります。地方財政法や地方交付税法には標準税率に類する規定を一一三に定めてあります。従つて標準税率を一五〇として書きますと、あたかも率を引き上げられたやうなことになるわけでありまゝ、所得税率は下つて参りますので、市町村民税だけ見て参りまゝしても、来年度は四四四四百円のおお減収になるわけでありまゝ。平年度では二十三億一千四百円の減収になる見込みであります。従つてまた納税義務者相互間におきまゝして、大体みな減税でありますけれども、所得額が二百万円、三百万円と、だんだん上つて参りますと、若干ふえてくる向きがございまして、しかし所得税額が減税になつて参りますので、合せて計算しました場合にはなお減税であります。所得額が一千万円をこえた額になつて参りますと、両方合せましても端数程度の税額がふえてくるというやうな結果になるやうであります。

五、法人税割について、減税後の法人税額を課税標準額として、なお、おおむね従前通りの額を維持できるようにするため、法人税の税率の引き下げに伴い、法人税割の標準税率を百分の七・九、現行 百分の七・五、制限税率を百分の九・五（現行 百分の九）に改めること。

六、特別徴収の方法について次のように改正を加え、昭和三十一年度分の市町村民税から適用するものとする。

一、給与所得者の給与所得にかかる所得割額及び均等割額については、給与所得者の数が少ない場合その他特別の事情がある場合で特別徴収によることが不適当であると認められる市町村を除いては、特別徴収の方法によるものとする。これも二十八年から出発した制度でありまゝけれども、幸い日時の経過を見ますと、この種の源泉徴収が軌道に乗つて参つたやうであります。従つてどの市町村であつても、原則として給与所得については特別徴収の方法によつて徴収するんだというふうになり切つてゐるわけでありまゝ。

二、給与所得者について給与所得以外の所得がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、給与所得以外の所得の全部または一部についても、給与所得者から普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申し出がない限り、特別徴収を行うことができるものとすること。給与所得以外に配当所得がありまゝとか、あるいは原稿料の収入がありまゝとか、そういう場合でありまゝしても、その部分の所得割額を、本人がいやだと言わない限りは給料から差引けるやうにしたい。本人がむしろそれを希望する場合も多いだろうと考へますので、そういう場合は源泉で差引くやうにしたいと考へるのであります。もちろん六月三十日まではいやだと言ふなら、そういうやり方はしない、こういうことにいたしてあります。

七、法人等の均等割の徴収の方法は、申告納付の方法によるものとし、昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度分の市町村民税から適用するものとする。

八、法人割の中間申告額が確定申告額をこえる場合においては、当該こえる金額を還付し、または未納の地方団体の徴収金に充当する旨規定の整備をはかること。

九、番目は固定資産税であります。一、納税義務者について次の通り改正を加え、昭和三十一年度分の固定資産税から適用するものとする。

1、公有水面埋立法第二十三条の規定によって使用する竣工認可前の埋立地で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているものは、これを土地とみなして、その使用者に固定資産税を課することができるとすること。しいて課するといふわけでございませんで、どうしても均等感から見ました場合に不都合だと思われるような場合に限りまして課することができるといふ規定を設けておきたいと考えたわけでありす。

2、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行にかかる土地について、施業者以外の者がかりに使用する土地または保留地についても、現行の規定に準じ、それぞれ、その仮使用地もしくは保留地の使用者または保留地の取得者に課税することができるとすること。

二、非課税の範囲に次のものを加え、昭和三十一年度分の固定資産税から適用するものとする。

1、水産業協同組合法及び中小企業

等協同組合法による組合が所有し、かつ経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産。農業協同組合等の病院につきましては、固定資産税を課さないことにしておるわけでございす。その結果通産委員会等から大へんやかましい御意見がたびたび寄せられておりますので、こういう範圍に非課税の規定を広げたいと考えておるわけでありす。

2、国民健康保険組合、国民健康保険組合連合会、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、漁船保険組合、漁船保険中央会、社会保険診療報酬支払基金及び輸出水産業組合が所有し、かつ、使用する事務所または倉庫。これも同じような趣旨であります。

三、固定資産のうち土地及家屋については、昭和三十一年度及び昭和三十三年度並びに昭和三十三年以降三年度ずつ経過する年度を基準年度とし、基準年度、第二年度及び第三年度においては次の各号による評価を行うものとし、原則として基準年度と基準年度の間の課税標準となるべき価格を据え置くものとして次の改正を加え、昭和三十一年度分の固定資産税から適用するものとする。

1、基準年度の賦課期日に所在する土地または家屋については当該土地または家屋の基準年度にかかる賦課期日における価格によって評価するものとする。

2、基準年度の土地もしくは家屋または第二年度の賦課期日に所在する土地もしくは家屋で地目の変換、家屋の改築もしくは損壊その他これらに類する特別の事情または市町村の隣接分合もしくは境界変更があるため基準年度の

価格もしくは第二年度の価格によることが不適当であるかまたは当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく不均衡を失うと市町村長が認める場合は、第二年度または第三年度において当該土地または家屋に類する土地または家屋の基準年度の価格に比準する価格によって評価を行うものとする。

3、第二年度または第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地または家屋については、第二年度または第三年度において、当該土地または家屋に類似する土地または家屋の基準年度の賦課目における価格に比準する価格によって評価するものとする。

4、基準年度の土地もしくは家屋または第二年度の土地もしくは家屋について地目の変換、家屋の改築または損壊その他これらに類する特別の事情があるため、当該土地または家屋に類似する土地または家屋の基準年度の価格に比準する価格によって決定したときは、市町村長は、その旨を納税義務者に通知するものとする。

5、第二年度もしくは第三年度において基準年度の土地または家屋について基準年度の価格による場合においては、当該土地または家屋の基準年度の価格をもつて第二年度または第三年度において登録された価格とみなし、第三年度において基準年度の土地もしくは家屋または第二年度の土地もしくは家屋について基準年度の価格による場合においては、当該土地または家屋の基準年度の価格をもつて第三年度において登録された比準価格とみなすものとする。

6、固定資産課税台帳の縦覧は毎年行方が前項によって固定資産課税台帳に登録されたものとみなされる土地または家屋の価格については、地目の変換、家屋の改築または損壊その他これらに類する特別の事情により当該土地または家屋に類似する土地または家屋の基準年度の価格に比準する価格を決定する場合を除いては、審査の請求をすることができないものとする。

昭和三十一年の一月一日、ことしの一月一日現在で自治庁から各市町村に対しまして、市町村ごとの平均価格を示しております。これに基づきまして市町村はすでに評価を決定しておるわけでありす。今回価格を据え置く措置をとろうとしておるわけでありすけれども、据え置き措置のできない前に、それを予想しないで市町村が決定いたしました価格をあとからくづつてにしてしまふことは穩当を欠くと考えますので、来年はもう一回市町村で評価できるようにしたいのであります。三十二年は一切評価はしない、据え置くわけでありす。三十三年には言いかえればことしから三年目に當るわけでありす。三年目に當ります三十三年には自治庁の方で各市町村に対しまして、市町村ごとの土地や家屋の評価の平均価格というものを示そうと考えております。あるいはその場合には平均価格が今よりも引き上げられる結果になるかもしれません。その場合にはまた固定資産税の税率を引き下げた方がよいじゃないかという議論も出てくるかもしれません。両方にらみ合せまして考えるべきだと思っております。来年は市町村が評価することはできませんけれども、自治庁から示します平均価格は大体現在のものを据え置こうと考

えております。ただ市町村が据え置きを予想しないでやっておりますので、なおそこに努力をして地域間の評価の均衡をとるとか、あるいは自治庁の平均価格にまだ及ばないでかなり下回った評価をしておる、財政上その他の事情から引き上げなければならぬ、そういう例外的の場合には引き上げる町村が起ってくるかもしれません。しかし自治庁からは別に平均価格の引き上げは原則として行わない、こういう考え方を持っておるわけでありす。そこで三十三年からは三年ごとに評価が行われるようになり、その間は据え置かれるわけでありすけれども、家屋が改築されたり、あるいは損壊しました場合でもそのままにしておくことは不穩當でございすから、この場合には価格を改定いたします。改定いたしますと、納税義務者にその改定した価格を通知しなければならぬことにいたしてあります。それに基きましてまた審査の請求ができるわけでありす。固定資産課税台帳はやはり従来通り毎年縦覧に供していきたいと考えております。縦覧に供して行きますけれども、第二年度目、第三年度目におきましては原則として異議の申し立てはできない、ただ改築をしたとか、損壊したとかいうふうな人たちにつきましては審査の請求権を与えました。それ以外には審査の請求権を与えない、こういう考え方でありす。もちろん新築になりましたり、地目の変換がございましたりした場合には、そのつど価格は改定することになるわけでありす。

四、大規模の償却資産に対する固定資産税にかかる市町村の課税限度額に

ついで激変緩和等の措置を講ずるため次の通り改正を加えること。

1、大規模の償却資産の所在市町村の昭和二十九年の基準財政収入額の一定割合の額が、現行の規定に基づく大規模の償却資産にかかる課税限度額によって算定した基準財政収入見込額をこえる場合においては、その額に達するまで、課税限度額を引き上げるものとする。昨年の立法で大きな発電所があり、その市町村の財政規模から見て、少し大き過ぎると思われる部分を府県の方に移したわけであり、その結果急にことしから固定資産税の収入は減ってくるという団体もございまして、やりかたが事業がやれないとかというふうな意見も多く出て参つておりましたので、三年間は激変を緩和する措置をとるうとしておるのであります。すなわち昨年有しておった収入の九割を下回ることとなる場合には、九割までは確保できるように課税限度額を引き上げる、言いかえれば市町村がもっとたくさん固定資産税を課税していけるようにするわけであり、その結果府県へ行く予定であったものが行かなくなり、すなわち、府県の方では減収になる、逆に市町村の方では増収になるわけであり、来年は八割、再来年は七割、それ以後は現行規定に乗っかっていくわけであり、その結果本年度において五億六千万円だけが県に行く予定であったものが市町村の方に残ってくる、こういうことになっていくわけであり、

2、大規模の償却資産の所在市町村が他の大規模の償却資産の所在市町村と

和三十年一月二日以後において合併し、その合併について町村合併促進法の適用がある場合においては、当該合併の日以後に到来する固定資産税の賦課期日に係る年度分から三年度分の大規模の償却資産に対して課する固定資産税に限り、当該大規模の償却資産を対して当該合併後の市町村が課することとができる課税限度額が当該合併前の各市町村に係る課税限度額の合算額を下ることとなる場合は、当該合併後の市町村が課することができ、課税限度額は当該合算額によるものとする。

この趣旨は、市町村が合併した場合に、以前に課することができた固定資産の課税限度額よりも少くしか課税できないというところが例外的に起るのであります。そういう場合には、合併前に課税できた分までは、固定資産税を合併後においても課税できる、こういうことにしたいという趣旨であります。そうすることによって町村合併を阻害しないようにしたい、こういう考えであります。全く例外的に起ることとさせていただきます。

3、大規模の償却資産に対する固定資産税に係る市町村の課税限度額に係る規定は地方自治法第五十五條第二項の市については適用しないものとする。五、大規模の償却資産の大きな市は、府県に相当するような実態を持つておるわけであり、課税限度額のような規定を設けることは適当でないだろうというふうな考えをおるわけであり、

五、電気事業者がその供給区域内の電力の周波数の統一を図る場合において、当該電気事業者から電気の供給を

受けて物品の製造又は飲物の採取事業を行うものその他政令で定める事業を行う者が当該電力の周波数の変更によるその事業の用に供する機械設備を更新し、又は改良しなければならぬときは、その更新又は改良に要する費用に充てるため、電気事業者が金銭又は資材を提供したときに限り、当該更新又は改良に係る機械設備等に対して課する固定資産税の課税標準に對して課税は、企業合理化促進法の規定の適用を受ける機械設備等に準じ、課税標準の特例を認めるものとする。

これは昨年来九州地区において行われていることとござい、九州地区の電力需用者の中に、なお五十サイタルのものによつてゐるものがあるようござい、大体は六十サイタルなもので、五十サイタルのところからさらに余分の電気を必要とするというふうな事例が起き、融通がつかないものであります。そこで五十サイタルのものにつきましては、全部六十サイタルのものに切りかえていく、そのかわりそれに要する経費は電気事業者の方でも相当持つていく、こういうふうな建前のもとに切りかえが行われ、つあるものであります、切りかえられた結果、固定資産税が増額になっていく、このことは、切りかえられる方が切りかえを好まない、ということにもなるわけとござい、三、四年間は二分の一の価値をもつて課税標準としていきたい、かように考えているわけであり、

六、償却資産に対する免税点を十萬円（現行五萬円）まで引上げるものと、昭和三十一年度分の固定資産税から

適用するものとする。免税点を引き上げます結果、償却資産に対する固定資産税の納税義務者が四二%減することになるものでありますけれども、税額では一・六%しか減じないのであります。同時にまた、農家が脱穀機を持つてゐるとか、わずかばかりの機械設備を持つてゐるからといって、一々それをあさりながら固定資産税を課していくという傾向は、できる限り避けていきたい、こういう考え方もあるわけであり、

七、固定資産税の課税標準の基礎となるべき固定資産の価格は法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の計算の基礎となる固定資産の価格を下ることができない旨の規定は、昭和三十一年度分の固定資産税から適用するものとする。

固定資産の評価に当りましては、本来あるべき帳簿価格を下つて、評価してはならない、ということになっているのであります。しかしながら、家屋は、事業用のものは四割程度であり、まして、六割までは非事業用の住宅その他に充てられてゐるものであります。これらの家屋の評価は大体売買価格を基礎にして考えてゐるのであります。しかも売買価格の七割程度を課税標準に押えていきたい、こういう考え方をいたしておきます。従ひまして、新築当初におきましては、そこに投ぜられた価格よりも三割程度下回つた評価をするのであります。しかし帳簿価格は、投ぜられた価格だけがそのまゝのつかつていくと思ひます。その結果、事業用の家屋については、非事業用の家屋より

りもずっと高く評価をするということになってゐるのであります。反面、占なくなつて参りました家屋であり、減価償却費の計算によつて控除されていった金額は減がござい、従ひまして、帳簿価格よりはるかに高い価格で評価してゐることになるわけであり、またまたあるべき帳簿価格を下つて評価をしてはならないという規定が、家屋についてはむしろ非事業用の分が多いわけであり、まして、家屋である以上は、多い非事業用の家屋並に評価を統一していただく方が納税義務者の均衡化のために適當ではなからうか、こう考えたわけであり、そういう意味でこの種の改正をいたしたのであります。

八、市町村の設置があつた場合においては、市町村の長の職務執行者又は市町村の長は、それぞれ、市町村の長が選挙されるまでの間は、市町村の設置後最初に召集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、従前の固定資産評価審査委員会の委員のうちから選任したものを以て固定資産評価審査委員会の委員に充てることができ、ものとする。

十、自転車荷車、一、道路運送車輻法における自動車の範圍が改められ、その一部が原動機付自転車とされたことに伴ひ、原動機付自転車の標準税率を次の通り改めるものとする。従来軽自動車として取扱われておつたものが、この四月一日から数万台であり、その四月一日から数万台であり、それらのものは、従来は軽自動車に対する自動車税として千五百円納めておつたのであります。これ

二、月割課税の場合における賦課期日は、自転車又は荷車を新に取得した日に改めるものとする。賦課期日は四月一日にしているわけでありますが、その後に自転車を買つたりしました場合には、翌月の一日を賦課期日にしております。従いまして、届出がありましても賦課期日が来ておりません。

から自転車税は徴収できません。翌月になりましてから、あらためて徴税令書を出しまして自転車税を徴収することになるのであります。二重手間を要するわけであります。従いまして、賦課期日を取得した日に改めますと、届出と自転車税の納付と同時にやるようになります。納税者にも、市町村にも両方が都合がよいのではないかと、いふふうな考えられるのであります。

三、自動車及び荷車については当該市町村の条例において標識を付けるべき旨の規定を設けている場合においては当該市町村の条例の定めるところにより当該標識を交付する際証紙徴収の方法により徴収することができるものとする。標識をつけます場合に、申告書といいますが、そういうものを出すことになろうかと思うのであります。その場合に、その申告書に納税済の印を押すことによって納税を同時に済まされるようにしたい、かように考えているわけであります。

十一、たばこ消費税。一、道府県たばこ消費税の税率を百分の六（現行百十五分の五・百分の四・三四）市町村たばこ消費税の税率を百分の九（現行百十五分の十一・百分の八・六九）に引上げ、昭和三十一年三月一日以後日本専売公社から小売人に売渡される製造たばこの分から適用するものとする。と。昭和三十年、本年度におきましては、専売益金から三十億円を地方交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられて地方交付税として配分されます。来年度分からは、たばこ消費税として府県や市町村の増収になって参ります。

十二、その他。延滞金額及び延滞加算金額を計算する場合の率を目歩三銭に引き下げることに。検査拒否、虚偽申告等に対する罰則を緩和すること。その他規定の整備をはかることである。

以上で大體改正されました事項は、網羅しているだろうと思います。

○大矢委員長　これをもって説明が終了いたしました。両案に対する質疑は後日に譲りまして、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

昭和三十年五月三十一日印刷

昭和三十年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局